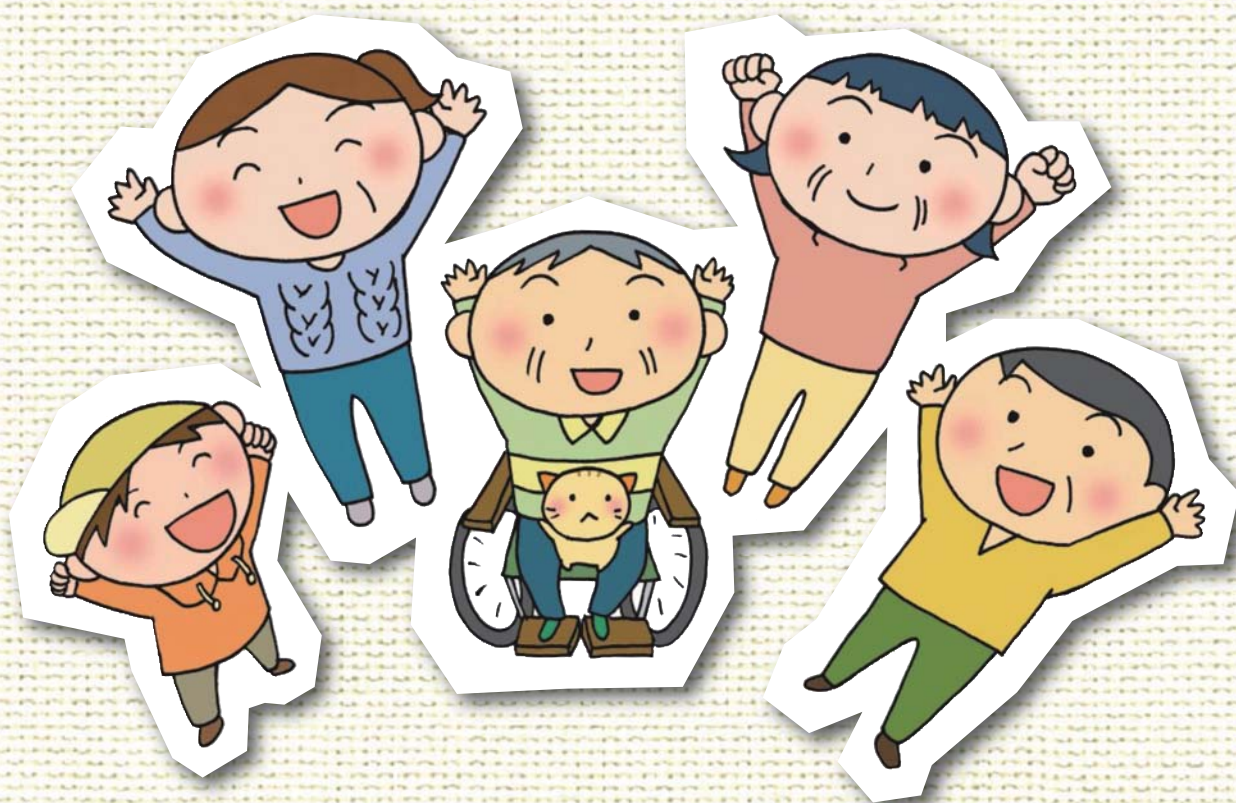


# 第二次西脇市地域福祉計画



平成 26 年 3 月  
西 脇 市





## はじめに

近年、少子高齢化の急速な進行、核家族化や単身世帯の増加、ライフスタイルの変化等により、地域における人と人とのふれあいや結びつきが弱まり、住民同士のコミュニケーション不足や相互扶助機能の弱体化が指摘されています。

また、最近では、「高齢者の孤立」、「子ども、高齢者、障害のある人などへの虐待」、「ひきこもり」、「生活困窮者」など、多種・多様な課題が生じています。

こうした状況に対応するためには、声かけや見守りなど住民同士の助け合いをはじめとして、自治会、まちづくり協議会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの各種団体、事業者や行政等が、さらに協力・連携を深めながら地域課題の解決に向け取り組んでいくことが重要となっています。

このような中、平成20年3月に策定しました西脇市地域福祉計画における施策の実施状況を検証するとともに、地域を取り巻く社会情勢の変化を勘案しながら、西脇市社会福祉協議会が策定する地域福祉推進計画との連携の下、第二次計画を策定しました。

今後は、本計画の基本理念である『もっとええまち・西脇 ～みんなのところが響きあう 安心・共生のまちづくり～』の実現に向けて、市民一人ひとりが、お互いにやさしさと思いやりの気持ちを持って、地域ぐるみで助け合い、支え合うまちを目指し、市民の皆様と力を合わせ、地域福祉の推進に全力で取り組んでまいりますので、今後ともより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定に当たり、多大なる御尽力をいただきました西脇市地域福祉計画等検討市民会議委員の皆様をはじめ、アンケートに御協力いただいた市民の皆様、並びにヒアリング調査に御協力いただきました関係各位に、心から感謝を申し上げます。

平成26年3月

西脇市長 片山 象三

# 目次

## 第1章 計画の策定に当たって

1 地域福祉計画策定の目的	1
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	6
4 計画の検証と課題の抽出	7

## 第2章 西脇市の現状と課題

1 統計データで見る西脇市の現状	9
2 市民アンケート調査で見る西脇市の現状	14
3 団体アンケート調査で見る西脇市の現状	22
4 第一次の計画の取組状況と評価	24
5 課題と現状を踏まえた今後の方向	26

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本的な考え方	30
2 計画の体系	33

## 第4章 施策の展開

1 福祉活動の推進と担い手づくり	34
2 サービスを利用しやすい仕組みづくり	42
3 人にやさしい福祉のまちづくり	47

## 第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制	53
2 計画の進行管理	54

## 参考資料

1 計画の策定経過	55
2 用語解説	58

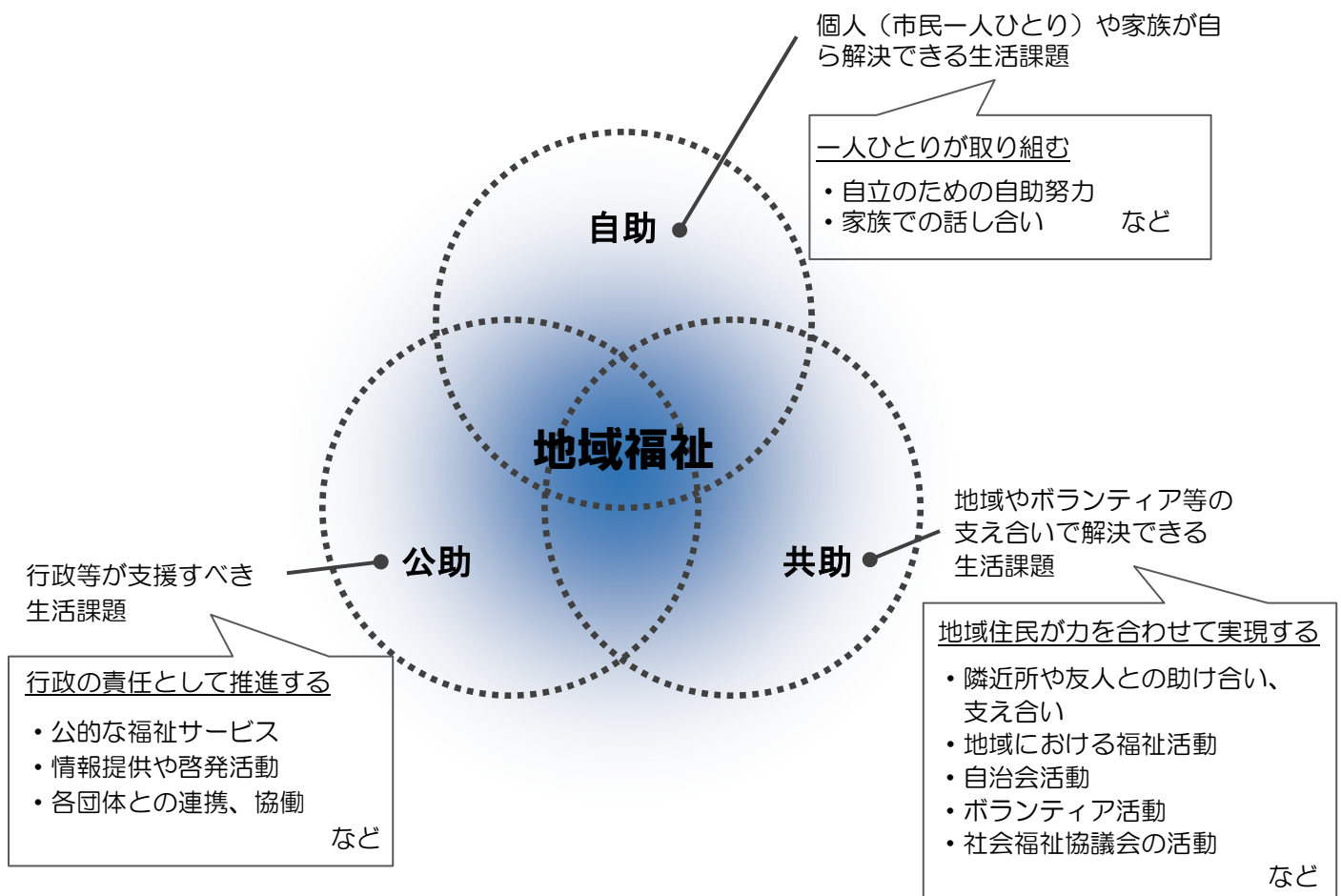
# 第1章 計画の策定に当たって

# 1 地域福祉計画策定の目的

## (1) 地域福祉とは

- わが国の福祉においては、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等対象者別に、それぞれの法律や制度によって、必要な福祉サービスが提供されてきました。
- これからの地域社会は、子どもから高齢者まで市民の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせ、「福祉（幸せや豊かさ）」を実感できるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められています。
- そのためには、さまざまな生活課題について、個人や家族が自ら解決すること（自助）、地域やボランティア等による支え合い活動（共助）、行政等による支援（公助）の連携によって解決していこうとする取組が必要です。
- 地域社会における生活課題の解決に向け、地域住民、地域団体、福祉団体、社会福祉協議会、行政等が協力し、ともに活動する仕組みづくりが地域福祉といえます。

### ■「自助」「共助」「公助」の関連イメージ



## (2) 計画策定の背景

- 近年、少子高齢化の急速な進行、核家族化や単身世帯の増加といった社会全体の構造の変化により、家族の形や地域の姿が変化しています。
- これらの家族機能の変化、ライフスタイルや価値観の多様化などから、地域の中の昔ながらの結びつきや従来のコミュニティ機能が弱まり、身近な住民同士のコミュニケーション不足が指摘されています。
- 一方で、地域におけるさまざまな生活課題は多様化、複雑化しています。加えて、生活困窮者の孤立死や、子ども、高齢者、障害のある人などへの虐待など、新たな課題も発生しており、公的な福祉サービス（公助）だけでは対応が難しくなっています。
- さらには、近年多発している自然災害を受けて、地域のつながりやコミュニティの必要性が改めて強く認識されるようになり、地域性を生かした主体的な支え合い体制の確立を図ることが求められています。
- 今後は、地域におけるさまざまな課題に適切に対応するため、地域に住む市民が主体となり、お互いに支え合って対応していく「新たな支え合い」の視点を盛り込んだ地域福祉計画の策定が必要とされています。

### ■ 国の流れ

- 平成12年、制定された「社会福祉法」に、「地域福祉の推進」が今後の社会福祉の基本理念の一つとして掲げられ、地域福祉の主体や目的、推進に関する事項を定める「地域福祉計画」を策定するように規定されました。
- 平成19年には厚生労働省から「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」の通知があり、要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項が示されました。
- 平成20年には、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会（厚生労働省主催）」による報告書において、地域における「新たな支え合い」の方向性が示され、また、平成22年には、高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応に当たり、有効な計画の内容になっているか等の点検や必要に応じての計画見直しを行うよう指針が出されています。

### ■ 兵庫県の流れ

- 兵庫県では、社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、「兵庫県地域福祉支援計画（平成21年度～平成25年度）」を策定し、市町村における地域福祉計画の策定を含めた地域福祉の推進を図っています。

## ■ 西脇市の流れ

- 本市においては、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として、「西脇市地域福祉計画（平成20年度～平成25年度）」を策定しました。
- 施策の推進に当たっては、西脇市社会福祉協議会が策定した「第一次西脇市地域福祉推進計画（平成20年度～平成25年度）」との連携のもと取組を進めてきました。
- 平成25年度は第一次計画の最終年度となりますが、両計画は地域の福祉課題と理念を共有し、相互に補完する関係にあることから、これまでの両計画における施策を一体的に評価・検証し、今後6年間で取り組むべき施策をとりまとめることとしました。
- 本市においては、これまでの取組の検証結果を反映させるとともに、国・県の動向を踏まえ、今後ますます多様化していく福祉課題に対し適切に対応するため、『地域における「新たな支え合い」』の視点を盛り込んだ、「第二次西脇市地域福祉計画（平成26年度～平成31年度）」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。



## 2 計画の位置付け

---

### (1) 計画の位置付け

- 「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」「共に生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」を示す計画です。

#### 【社会福祉法（抜粋）】

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- （1）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （2）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （3）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

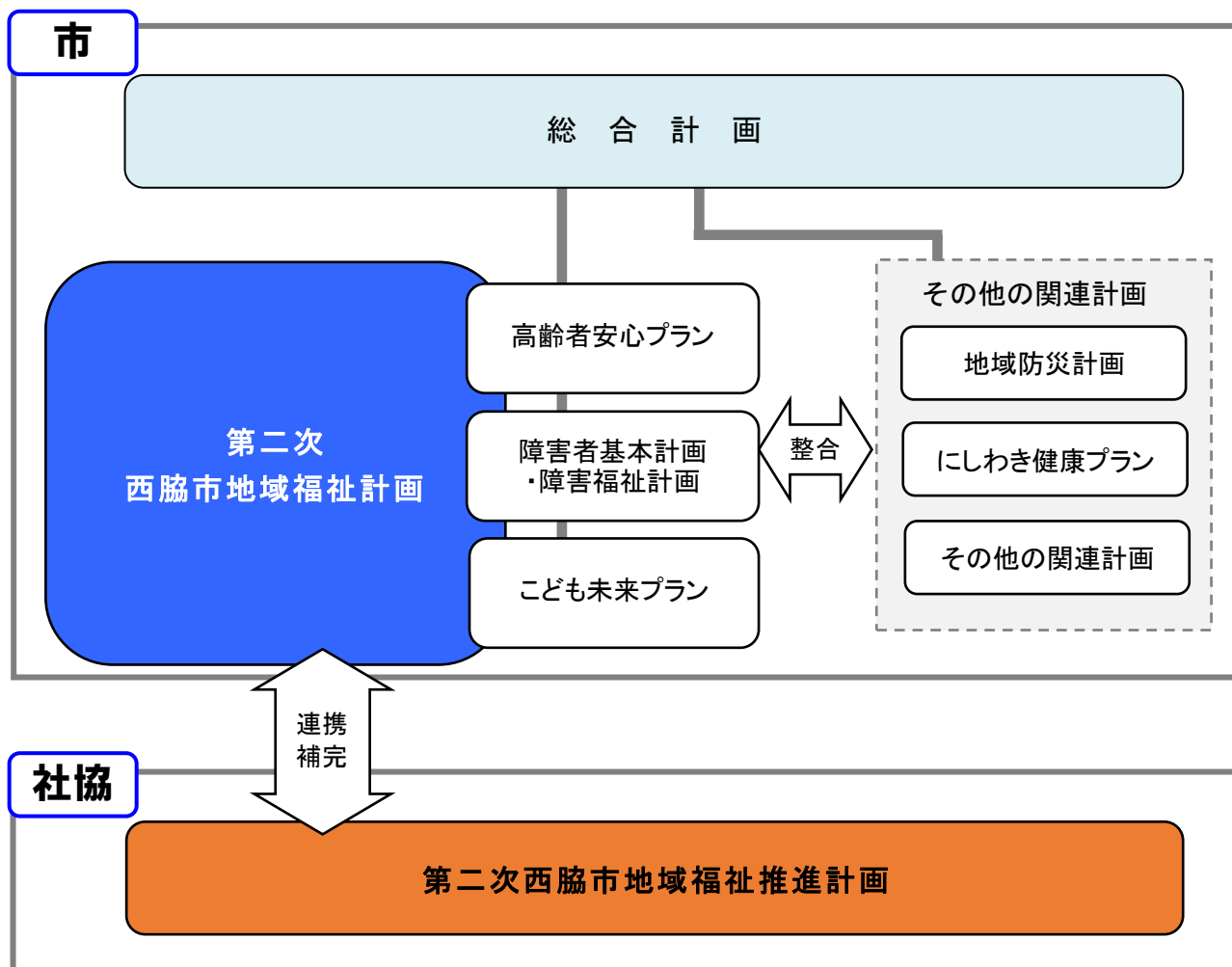
- 地域福祉計画は、「西脇市総合計画」を最上位の計画とし、「高齢者安心プラン（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）」、「障害者基本計画・障害福祉計画」、「こども未来プラン（次世代育成支援対策推進行動計画）」を横断的につなげる福祉の基本計画とし、各計画との整合・調整を図るものとします。
- 「西脇市地域防災計画」「にしわき健康プラン（健康増進計画）」など関連計画との整合も図り、地域福祉の理念や具体的な重点項目などを定めるものとします。



## (2) 地域福祉計画と地域福祉推進計画との関係

- 「地域福祉計画」は、地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる行政計画です。
- 「地域福祉推進計画」は、西脇市社会福祉協議会がそれを実現・実行するため、地域福祉の理念と課題を共有しながら具体的な取組を定める計画です。
- これら両計画は、ともに地域福祉の推進を目指しており、市と社会福祉協議会は連携・補完の下、協働して地域課題の解決に取り組む必要があることから、計画策定に当たっても相互に連携することとしました。
- 第二次計画策定では、広く市民のご意見を計画に反映させるため、地域福祉に識見を有する方や社会福祉団体関係者、地域住民の代表者等からなる市民会議を、市と社会福祉協議会が合同で設置し、同一の委員による地域課題の検討や、これまでの両計画で取り組んできた結果の評価・検証を行いました。

### ■他計画との関係



### 3 計画の期間

- 本計画は第二次計画として策定し、計画の期間は、平成26年度から平成31年度までの6年間とします。ただし、社会情勢の変化や市民のニーズに適切に対応するため、必要に応じ見直しを行います。

計画名	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
総合計画	基本構想												
	前期基本計画						後期基本計画						
地域福祉計画	策定 作業	第一次計画期間											
							策定 作業	第二次計画期間（本計画）					
高齢者安心 プラン			第4期		第5期		第6期						
障害者 基本計画	障害者基本計画 (平成23年度見直し)												
障害福祉計画			第3期		第4期		第5期						
こども未来 プラン	前期計画			後期計画									

## 4 計画の検証と課題の抽出

---

- ・ 第一次計画の検証及び第二次計画の策定に当たっては、本市と社会福祉協議会の共同により、民生委員・児童委員、ボランティア団体、地域活動団体等のご協力を得て、次のような取組を行いました。

### (1) 西脇市による内部検証

- ・ 本市関係課及び社会福祉協議会の事業評価票及び報告書、また関係課へのヒアリングにより、第一次計画の施策や事業についての進捗状況や課題及び第二次計画での方向性等について検討しました。

### (2) 西脇市の地域福祉に関する市民アンケート調査

- ・ 第二次西脇市地域福祉計画・第二次西脇市地域福祉推進計画と西脇市健康増進計画を同年度策定するに当たり、市民の健康や地域福祉に関する取組や考えなどを把握するため、平成25年6月に健康分野と地域福祉分野について一体的にアンケート調査を実施しました。

#### アンケートの概要

- ・ 調査地域 : 西脇市全域
- ・ 調査対象者 : 西脇市に居住する20歳以上の方 2,000人
- ・ 抽出方法 : 住民基本台帳から無作為抽出
- ・ 調査期間 : 平成25年6月18日～7月12日
- ・ 調査方法 : 郵送配布・郵送回収

配布数 (件)	回収数 (件)	有効回答数 (件)	回収率 (%)
2,000	945	944	47.25

※「回収数」には、回収期限の超過等による無効票を含む

### (3)西脇市の地域福祉に関する団体アンケート調査

- ・市民アンケート調査だけでは把握しきれない、最も身近な地域の現状や課題を把握するため、地域で活動されている民生委員・児童委員、ケアマネジャー事業所、ボランティア団体、地域活動団体等、地域福祉に関する団体に対し、アンケートシートを配布し調査を実施しました。

#### アンケートの概要

- ・ 調査団体 : 民生委員・児童委員（理事及び主任児童委員） 14名  
: ケアマネジャー事業所 9事業所  
: ボランティア団体 9団体  
: 地域活動団体（自治会ほか） 20団体
- ・ 調査期間 : 民生委員・児童委員 平成25年9月1日～9月13日  
: ケアマネジャー事業所 平成25年9月1日～9月13日  
: ボランティア団体 平成25年9月1日～9月13日  
: 地域活動団体（自治会ほか） 平成25年9月27日～10月25日





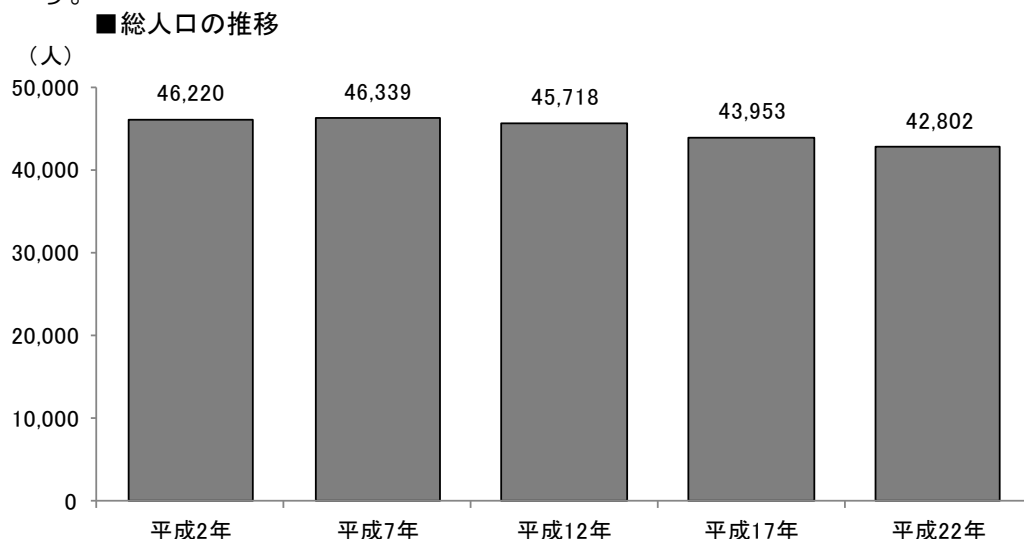
## 第2章 西脇市の現状と課題

# 1 統計データで見る西脇市の現状

## (1) 人口の推移

### ① 総人口の推移

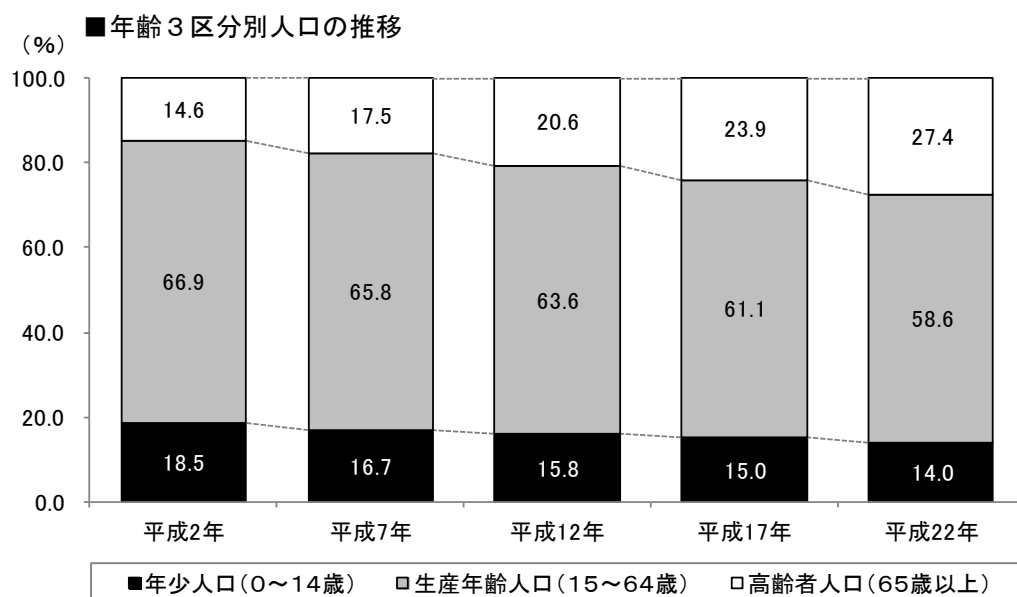
- ・総人口は平成7年をピークに減少を続けており、平成22年で42,802人となっています。



資料：国勢調査

### ② 年齢3区分別人口の推移

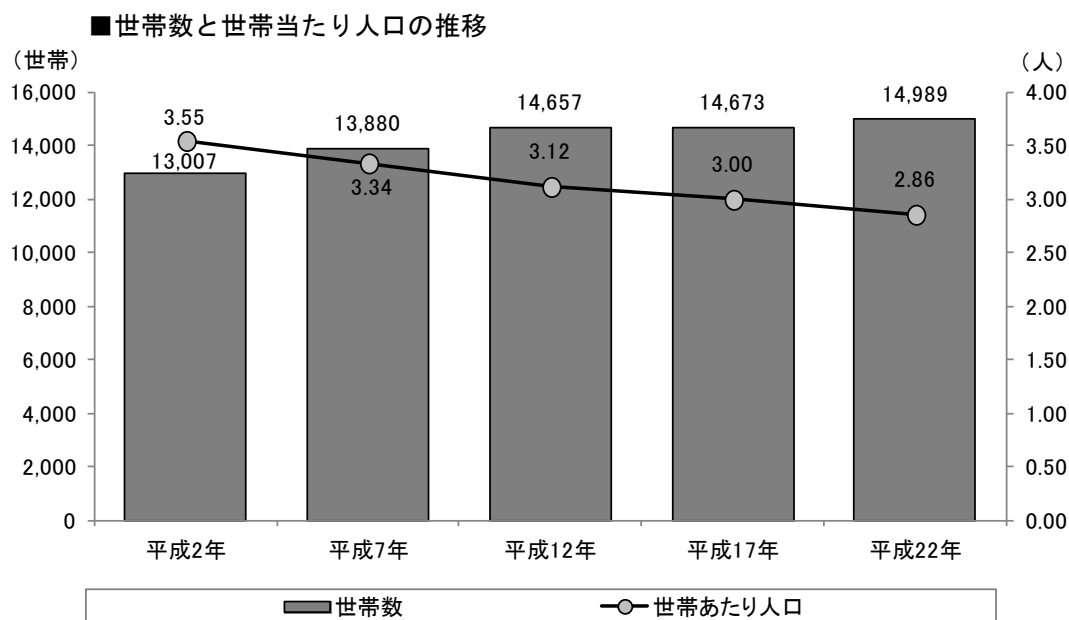
- ・年齢3区分別人口は、年少人口（15歳未満）割合が減少傾向で推移し、平成22年で14.0%となっている一方、高齢者人口（65歳以上）割合は増加傾向で推移し、平成22年で27.4%と少子高齢化が進んでいることがうかがえます。



資料：国勢調査

## (2) 世帯の状況

- 世帯数は増加傾向で推移し、平成22年は14,989世帯となっています。また、1世帯当たりの人員は減少傾向で推移し、平成22年には2.86人となっており、世帯の少人数化が進んでいます。

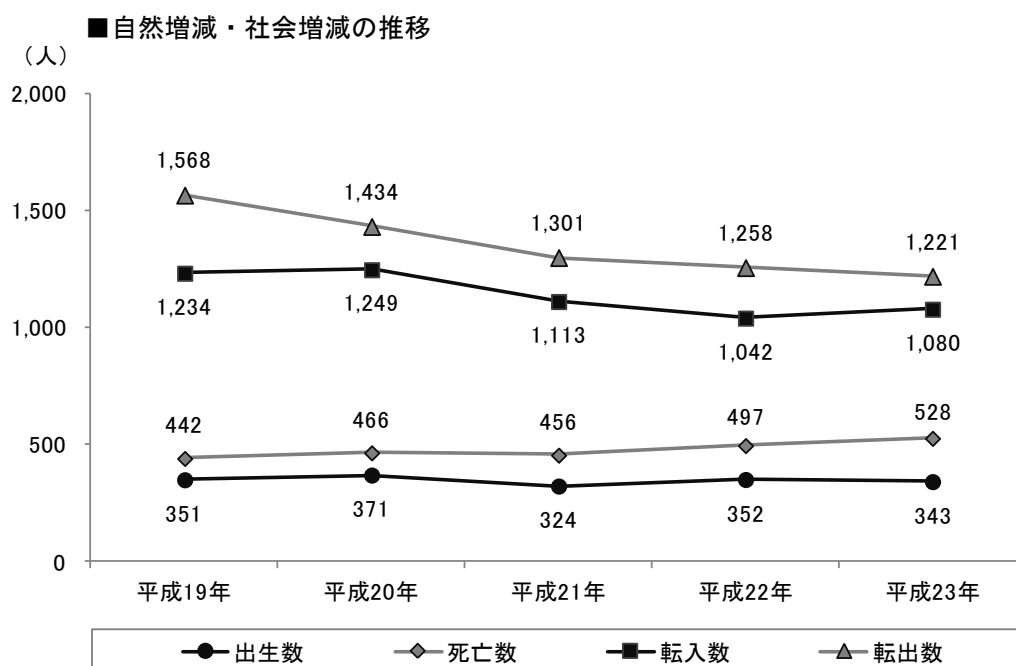


資料：国勢調査

## (3) 人口動態の状況

### ① 自然増減・社会増減の推移

- 自然増減（出生数－死亡数）・社会増減（転入－転出）の状況は、いずれも平成19年から平成23年にかけて自然減、社会減で推移しています。

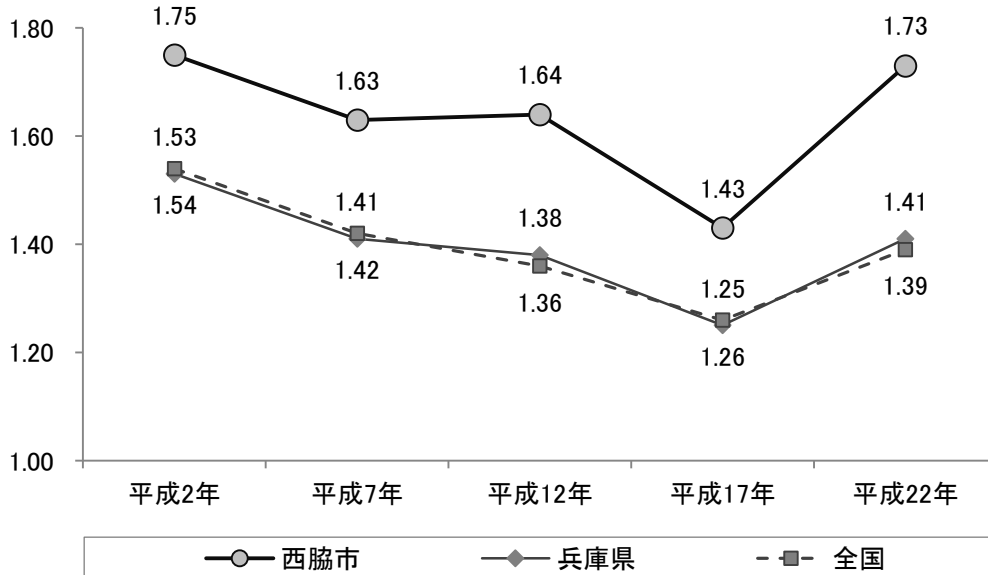


資料：兵庫県 統計

## ② 合計特殊出生率の推移

- 合計特殊出生率をみると、平成2年から平成22年にかけて兵庫県や全国よりも高い水準で推移しています。

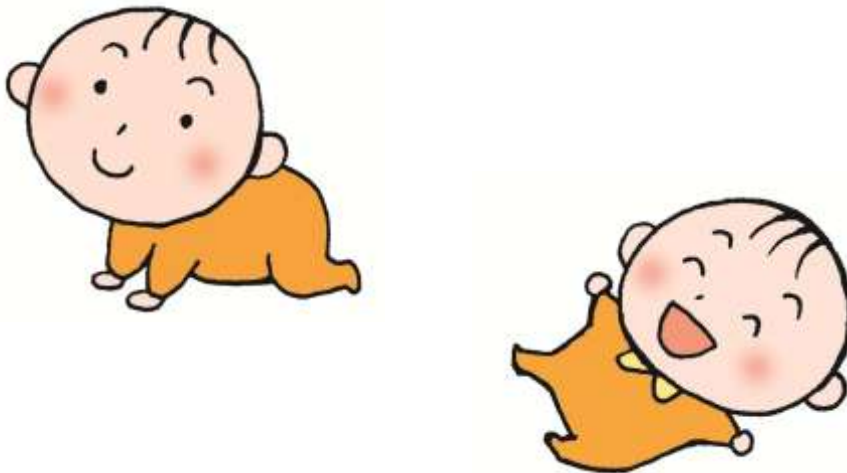
■合計特殊出生率の推移



資料：兵庫県 平成23年保健統計年報

### ○合計特殊出生率○

合計特殊出生率（ごうけいとくしゅしゅっしょうりつ）とは、人口統計上の指標で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計のことで、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当します。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができます。

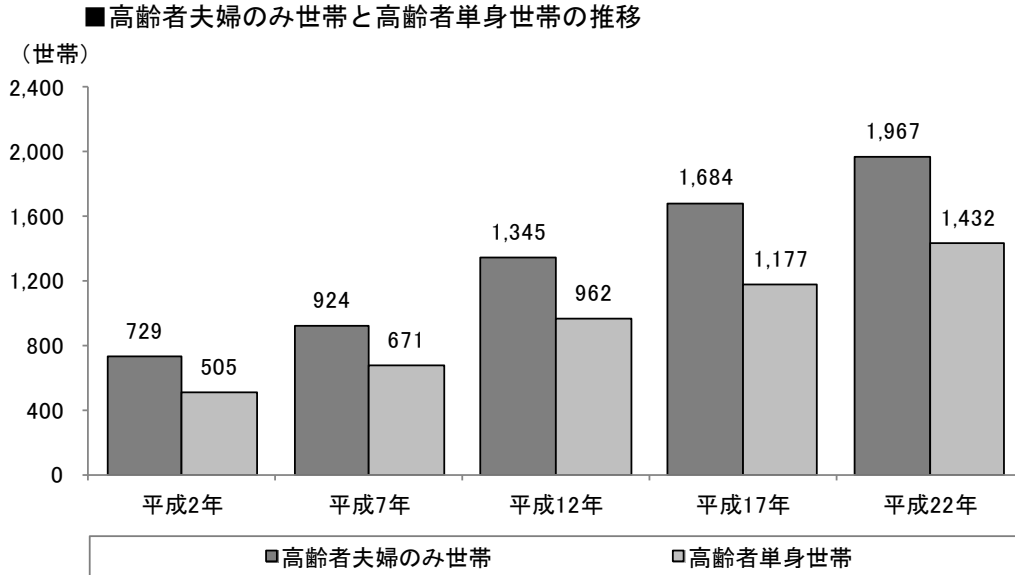




## (4) 高齢者の状況

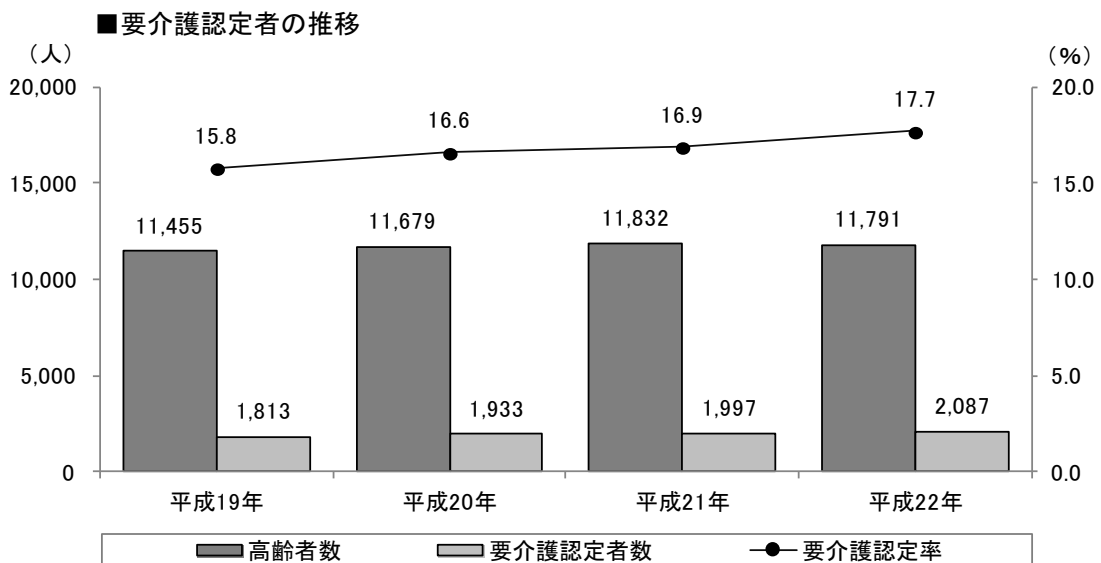
### ① 高齢者世帯の推移

- 高齢者世帯の推移は、高齢者夫婦のみ世帯数、高齢者単身世帯数のいずれも増加傾向で推移し、平成22年ではそれぞれ1,967世帯、1,432世帯となっています。



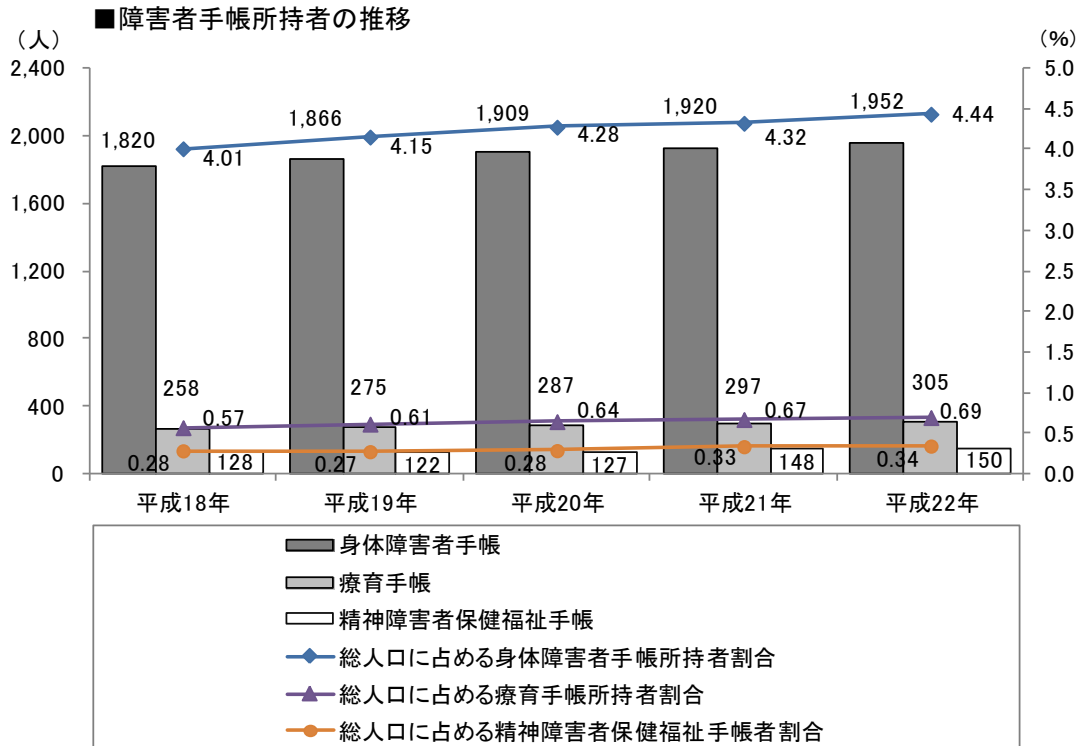
### ② 要介護認定者の推移

- 要介護認定者は、要介護認定者数・要介護認定率ともに増加傾向で推移しています。



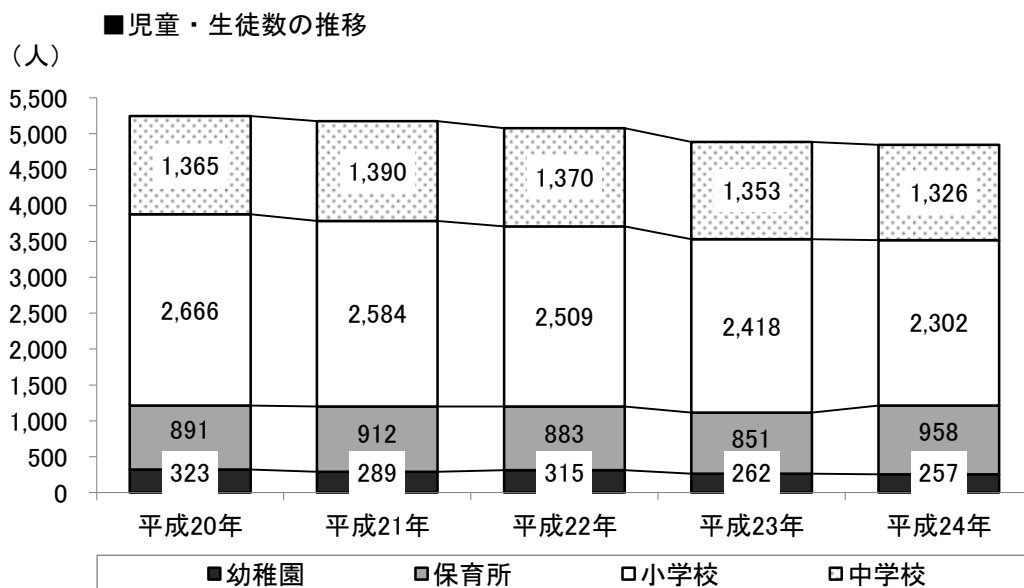
## (5) 障害者手帳所持者の状況

- ・ 障害者手帳所持者の推移は、いずれの障害者手帳所持者においても増加傾向で推移しています。



## (6) 児童等の状況

- ・ 児童・生徒数の推移は、平成20年から平成24年にかけて、幼稚園では微減傾向にある一方、保育所では微増傾向にあります。小学校・中学校では減少傾向で推移しています。



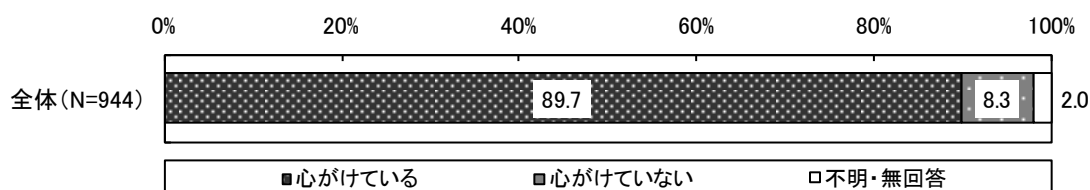
## 2 市民アンケート調査で見る西脇市の現状

- ・第一次の計画の基本方向ごとに、アンケート結果を基に市民の意識から現状を把握しました。

### (1) 基本方向1 人と人のつながりづくり

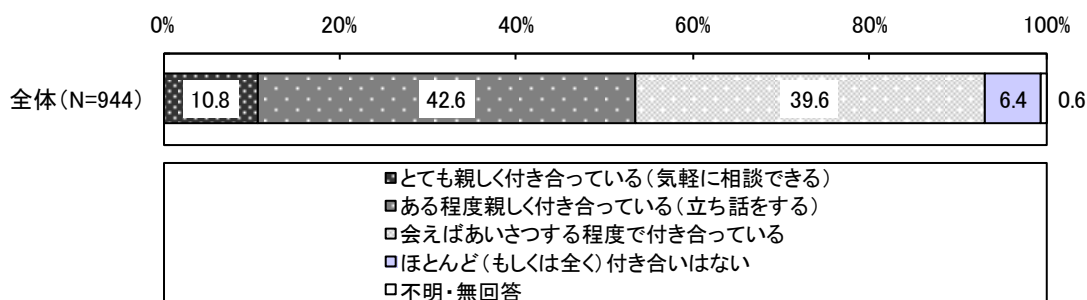
#### ①ふだんの地域の人に対するあいさつの心がけについて（調査票：問32）

- ・ふだん、地域の人に対してあいさつをするよう心がけているかについては、「心がけている」が89.7%、「心がけていない」が8.3%となっています。



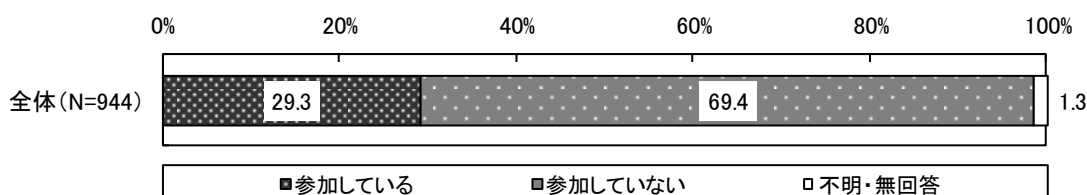
#### ②ふだんの近所づきあいについて（調査票：問29）

- ・ふだん、どのような近所づきあいをしているかについては、「ある程度親しく付き合っている（立ち話をする）」が42.6%と最も高く、次いで「会えばあいさつする程度で付き合っている」が39.6%、「とても親しく付き合っている（気軽に相談できる）」が10.8%となっています。



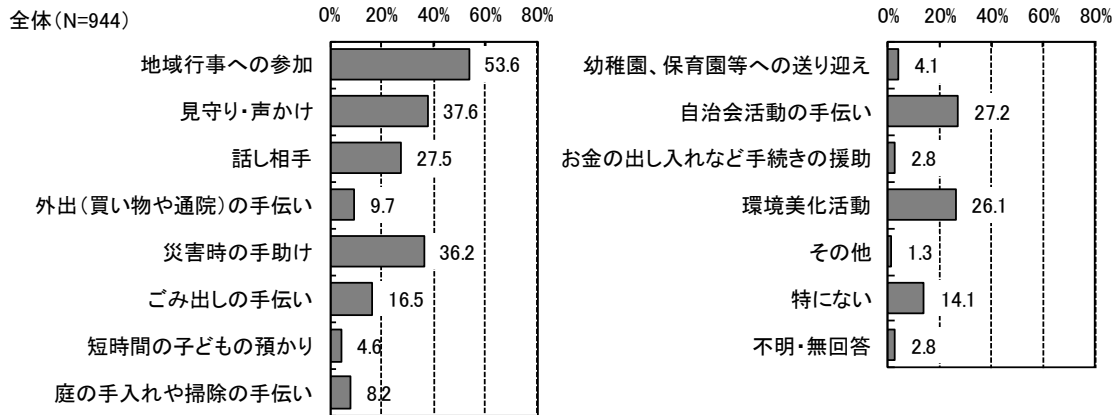
#### ③現在の地域活動やボランティア活動の参加状況について（調査票：問35）

- ・現在、地域活動やボランティア活動に参加しているかについては、「参加していない」が69.4%、「参加している」が29.3%となっています。



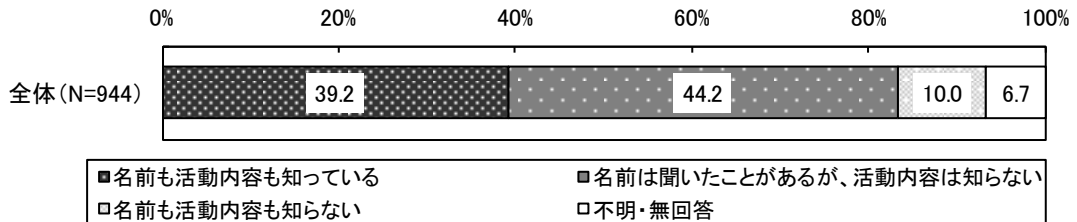
④地域でできる手助けについて（調査票：問33）

- ・地域でどのような手助けができるかについては、「地域行事への参加」が53.6%と最も高く、次いで「見守り・声かけ」が37.6%、「災害時の手助け」が36.2%となっています。



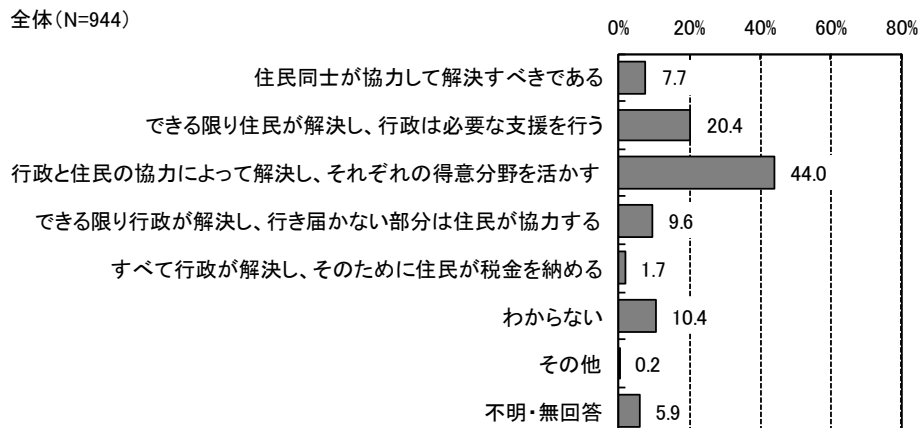
⑤民生委員・児童委員の認知度について（調査票：問39）

- ・民生委員・児童委員を知っているかについては、「名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」が44.2%と最も高く、次いで「名前も活動内容も知っている」が39.2%となっています。また、「名前も活動内容も知らない」では10.0%となっています。



⑥地域課題の解決方法について（調査票：問49）

- ・地域の問題や課題の解決方法については、「行政と住民の協力によって解決し、それぞれの得意分野を活かす」が44.0%と最も高く、次いで「できる限り住民が解決し、行政は必要な支援を行う」が20.4%、「わからない」が10.4%となっています。

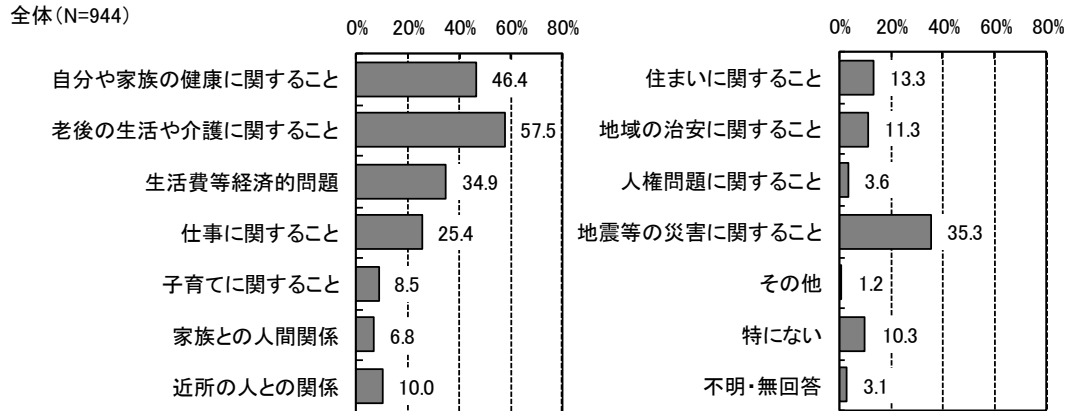




## (2) 基本方向2 福祉活動の推進と担い手づくり

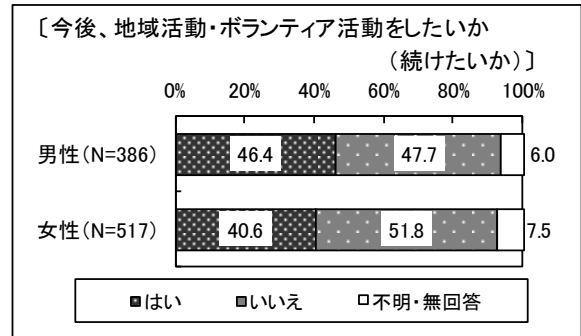
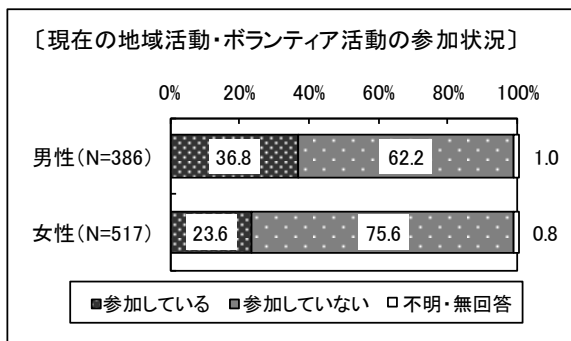
### ①日常生活の中で日ごろ不安に思っていることについて（調査票：問46）

- 日常生活の中で日ごろ不安に思っていることについては、「老後の生活や介護に関すること」が57.5%と最も高く、次いで「自分や家族の健康に関すること」が46.4%、「地震等の災害に関すること」が35.3%となっています。



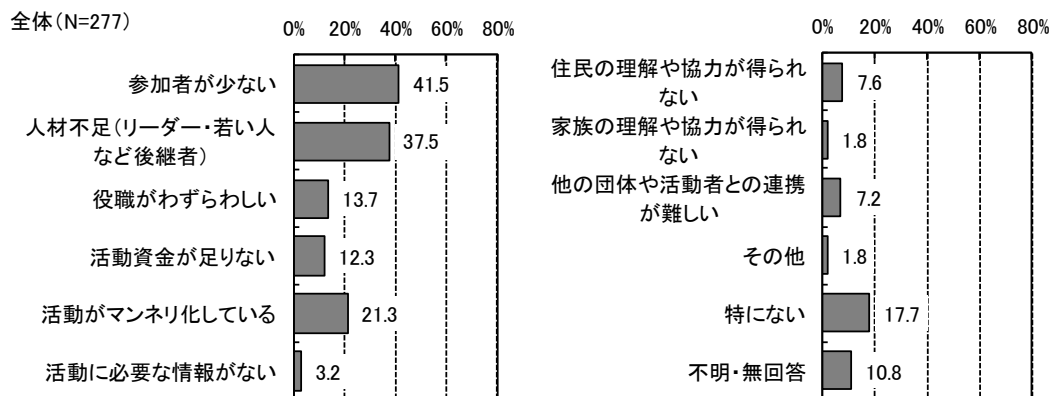
### ②地域活動・ボランティア活動の現在の参加状況、今後の参加意向について（調査票：問35、問36）

- 現在の地域活動やボランティア活動の参加状況については、男性は女性に比べ「参加している」が13.2ポイント高くなっています。
- 今後、地域活動やボランティア活動をしたい（続けたい）と思うかについては、男女ともに「いいえ」が高くなっています。



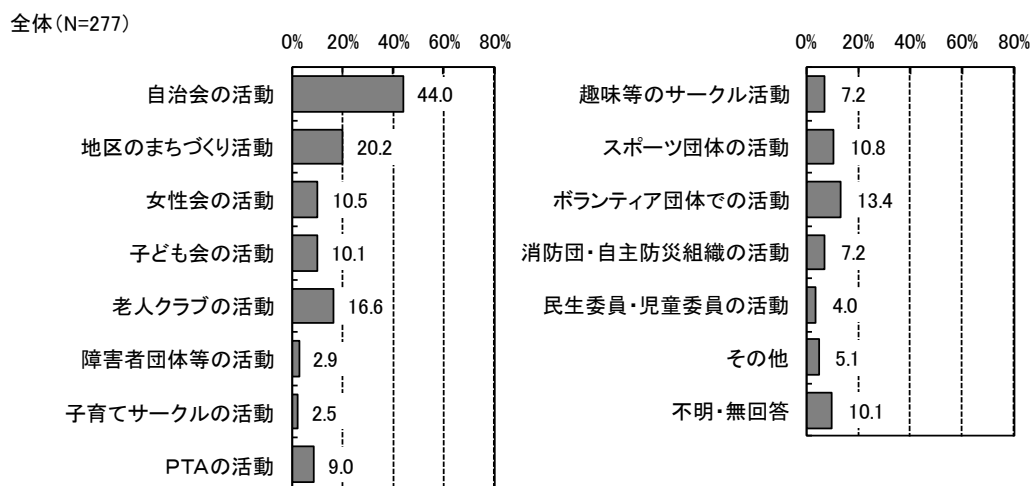
③地域活動・ボランティア活動の中で困ったことや苦勞したことについて（調査票：問35-2）

- ・地域活動やボランティア活動の中で困ったこと、苦勞したことがあるかについては、「参加者が少ない」が41.5%と最も高く、次いで「人材不足（リーダー・若い人など後継者）」が37.5%、「活動がマンネリ化している」が21.3%となっています。



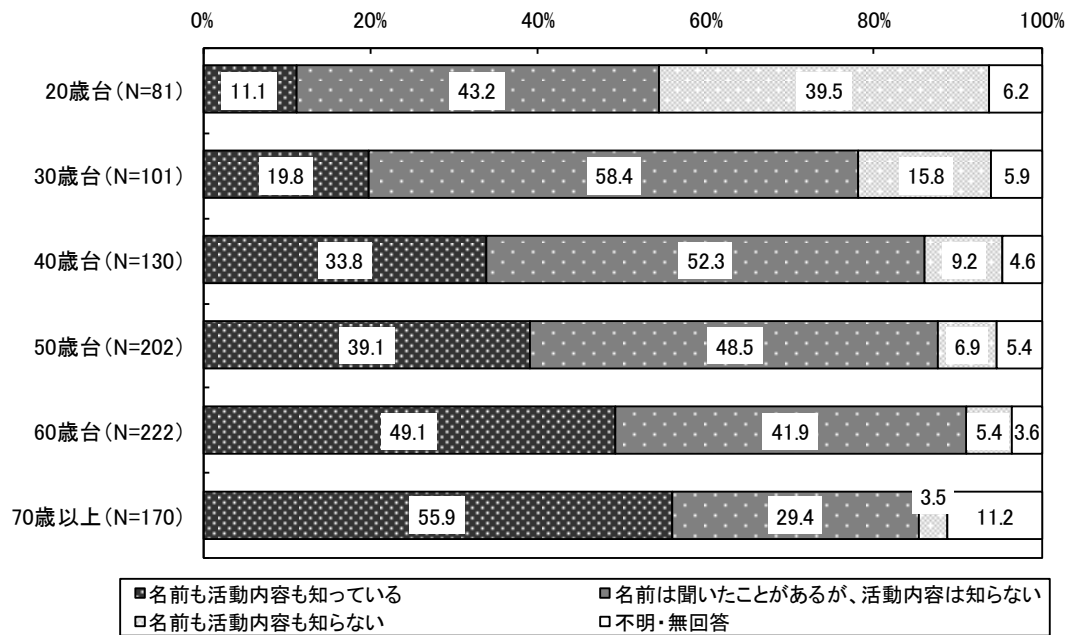
④地域活動・ボランティア活動に参加している方の主な活動内容について（調査票：問35-1）

- ・主にどのような地域活動やボランティア活動をしているかについては、「自治会の活動」が44.0%と最も高く、次いで「地区のまちづくり活動」が20.2%、「老人クラブの活動」が16.6%となっています。



⑤ 民生委員・児童委員の認知度について（年代別） （調査票：問39）

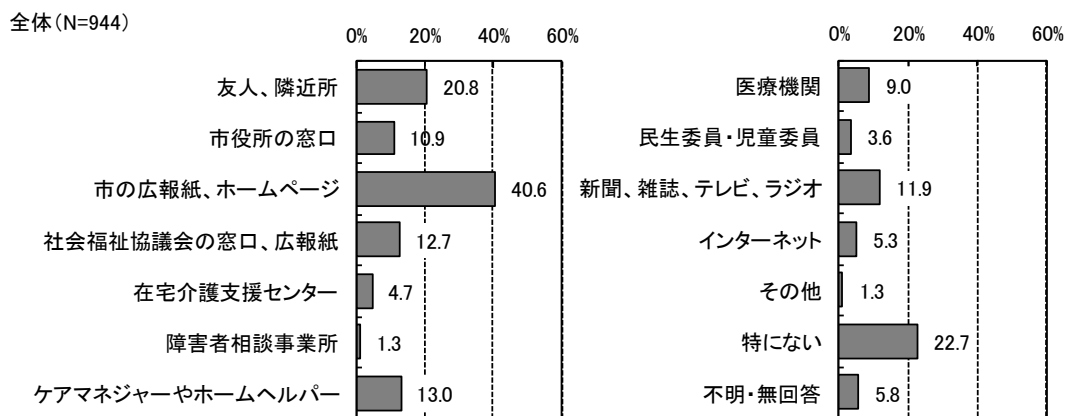
- 民生委員・児童委員の認知度について年代別で見ると、20歳台においては、「名前も活動内容も知らない」が39.5%と、他の年代と比べて最も高くなっています。



(3) 基本方向3 サービスを利用しやすい仕組みづくり

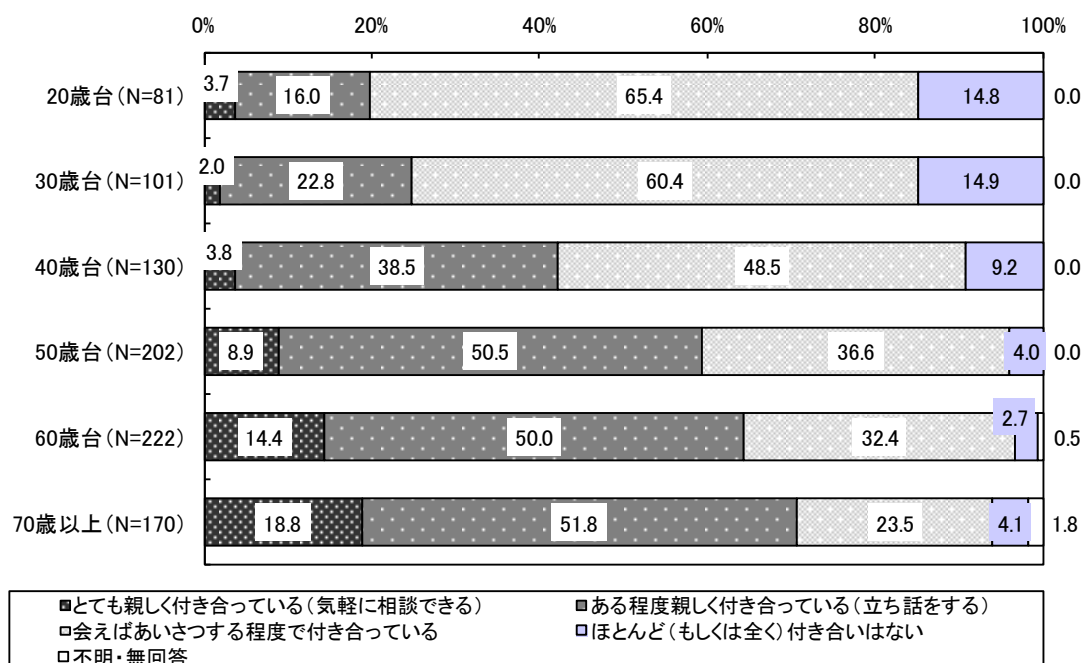
① 福祉サービスに関する情報収集について（調査票：問43）

- 福祉サービスに関する情報をどこから得ているかについては、「市の広報紙、ホームページ」が40.6%と最も高く、次いで「特にない」が22.7%、「友人、隣近所」が20.8%となっています。



②ふだんの近所づきあいについて（年代別）（調査票：問29）

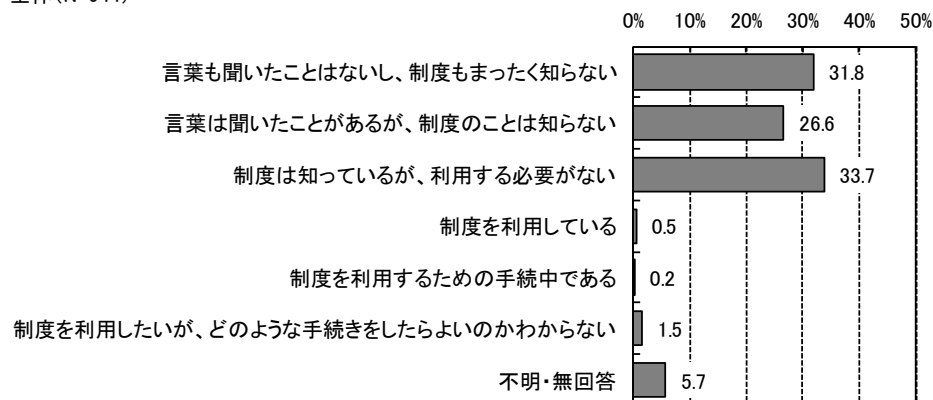
- 「ふだんの近所づきあい」について年代別でみると、増減はあるものの、年齢が上がるにつれ「とても親しく付き合っている（気軽に相談できる）」、「ある程度親しく付き合っている（立ち話をする）」は増加しています。また、20～30歳台においては、「ほとんど（もしくは全く）付き合いはない」方が1割半ばとなっています。



③成年後見制度の認知度について（調査票：問44）

- 「成年後見制度」を知っているかについては、「制度は知っているが、利用する必要がない」が33.7%と最も高く、次いで「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」が31.8%、「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない」が26.6%、「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない」が26.6%となっています。

全体 (N=944)



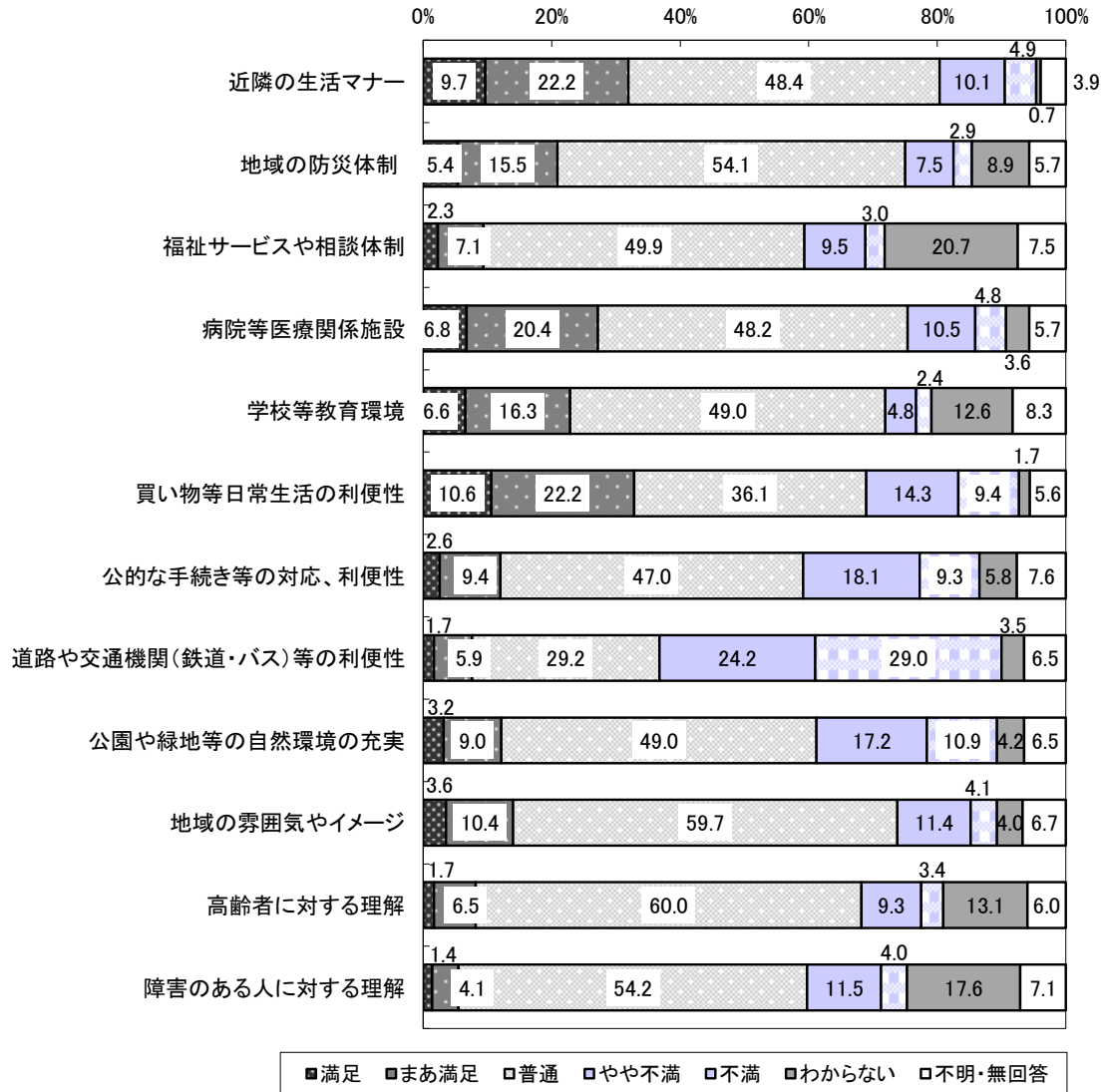


## (4) 基本方向4 人にやさしい福祉のまちづくり

### ① 居住地域の暮らしやすさについて（調査票：問45）

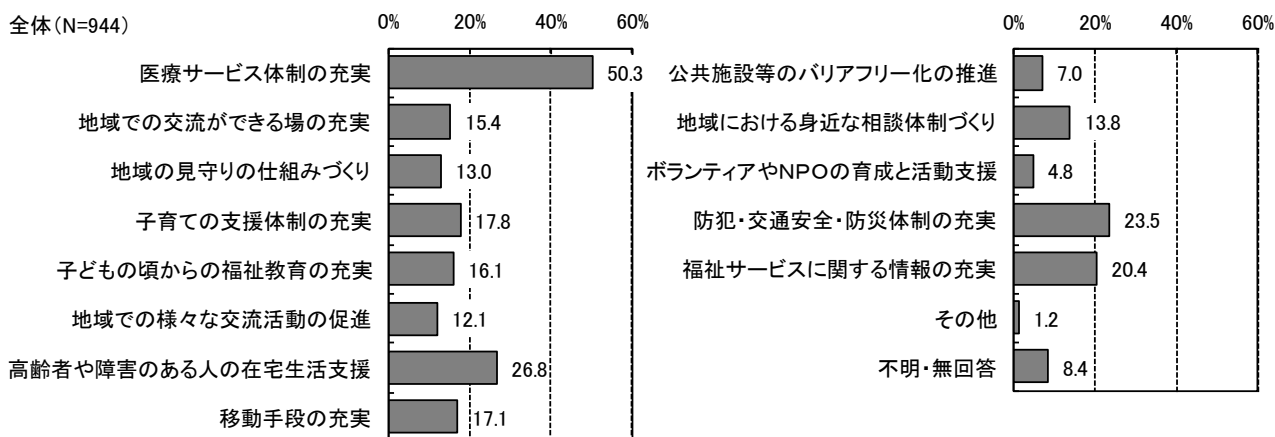
- 住んでいる「地域」の暮らしやすさについては、「近隣の生活マナー」、「買い物等日常生活の利便性」のそれぞれでは『満足（「満足」と「まあ満足」の合計）』が3割以上、一方「道路や交通機関（鉄道・バス）等の利便性」では『不満（「やや不満」と「不満」の合計）』が5割以上となっています。

全体(N=944)



②西脇市が今後、地域福祉推進のために取り組むべき施策について（調査票：問51）

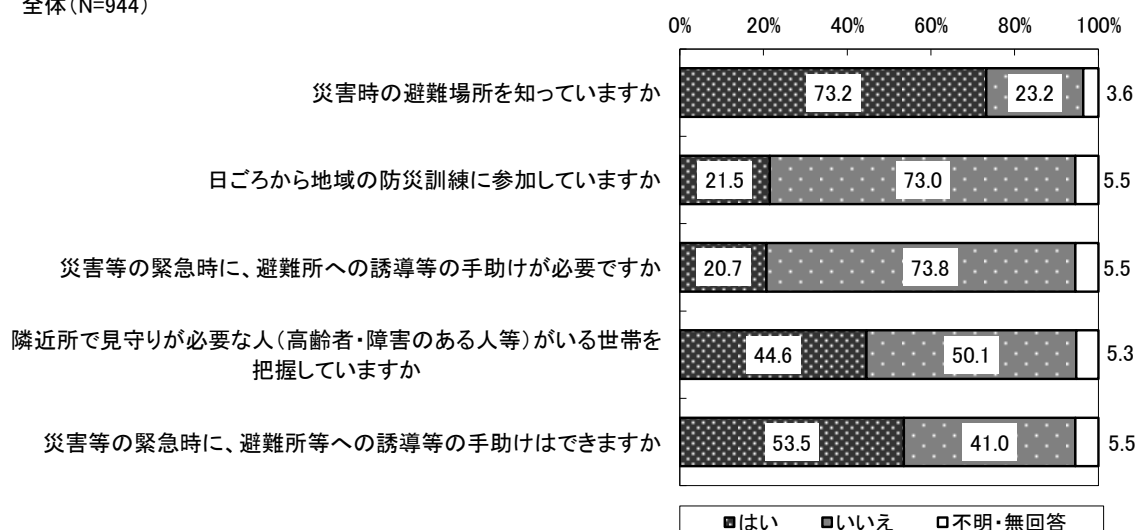
- 今後、地域福祉・健康施策を進めるために西脇市はどのような施策に取り組んでいくべきだと思うかについては、「医療サービス体制の充実」が50.3%と最も高く、次いで「高齢者や障害のある人の在宅生活支援」が26.8%、「防犯・交通安全・防災体制の充実」が23.5%となっています。



③防災に対する日ごろからの取組みや災害等の緊急時の対応について（調査票：問48）

- 防災に対する日ごろからの取組みや災害等の緊急時の対応については、「災害時の避難場所を知っていますか」、「災害等の緊急時に、避難所等への誘導等の手助けはできますか」では「はい」が5割以上、一方「日ごろから地域の防災訓練に参加していますか」、「災害等の緊急時に、避難所への誘導等の手助けが必要ですか」では「いいえ」が7割以上となっています。

全体(N=944)



### 3 団体アンケート調査で見る西脇市の現状

- ・団体アンケートは、ボランティア団体、ケアマネジャー事業所、民生委員・児童委員、地域活動団体にご協力をいただき、西脇市における地域福祉の課題について多くの貴重なご意見をいただきました。

#### 【民生委員・児童委員】

課 題	意 見
市全体での取組	・他地区の活動が見えるようにし、市全体で統一した内容のものができればよい
関係機関との連携体制	・行政と関連機関との連携を密に取り情報の共有を図る ・地区委員と話し合いの場を持ち、活動のマンネリ化等を防ぐ
人材の確保・育成	・地域に参加し問題に取り組める人材を増やす
地域での支え合いの意識	・日頃から地域の人と顔の見える関係をつくることが重要 ・人権や福祉教育を通じて、自分達自身で地域の問題を解決していく意識を高めることが必要 ・「自分でこれならできる」ということから活動を始めてほしい

#### 【ケアマネジャー事業所】

課 題	意 見
手助けが必要な高齢者への支援	・一人暮らし高齢者など手助けを必要とする世帯への支援
インフォーマルサービスを含めたサービスの充実	・地域ケア会議の定期的な開催 ・認知症支援、地域支援事業の充実、外出支援事業の拡大など ・インフォーマルサービスの拡充 ・介護保険で補えない部分のサービスの拡充
相談体制・情報提供	・市の相談窓口で対応する際、関連したサービス内容の情報提供をしてほしい ・地域の相談窓口となれるように努める
交流機会の充実	・地域でふれあえるイベントの開催
元気な高齢者の力の活用	・高齢者向けのボランティア講座などの開催
関係機関との連携体制	・行政及び地域住民、関係機関との連携
地域での支え合いの意識	・近隣の住民について関心を持ち、何かあれば行政に連絡する ・住民同士が話し合う機会を持つ
見守り体制の構築	・地域間での見守り、連携の強化

### 【ボランティア団体】

課 題	意 見
手助けが必要な高齢者への支援	・介護が必要な高齢者が増加しており、それに対する施策が重要（送迎サービスなど）
さまざまな人の交流機会の充実	・高齢者・障害のある人等の交流機会の増加、地域ぐるみの福祉事業の推進
人材の確保・若手の確保	・活動の担い手の高齢化に伴い、若い人への参加しやすい環境づくり、育成が必要 ・団塊の世代への参加促進 ・各地域・町ごとにボランティアヘルパーの養成など、地域での担い手づくりが必要
関係機関との連携体制	・社会福祉協議会との連携
地域福祉に関する市民の意識づくり	・住民一人ひとりが前向きに取り組む姿勢・意識が重要 ・緊急時にお互いに助け合うために、ふだんから地域のことに関心を持つことが必要

### 【地域活動団体】

課 題	意 見
地区の活動の活性化	・地区全体を対象とした活動が必要 ・集い、憩える場所や各集落に福祉的な活動の場が必要
地区の連携体制	・町の枠を越えた連携ができる組織づくり ・地域、市全体での取組が少ない ・区長との意見交換や他地区との連携の推進
地域活動への参加意識の醸成	・地域における活動に積極的に参加する ・一人ひとりが、地域の課題について自分のこととして捉える意識 ・つながり、協力が乏しい、人々の結びつきの深まりや助け合いが必要
情報提供	・既存の事業や防災活動等に関わるきめ細かい情報提供 ・プライバシーに配慮した上で、自治会への個人情報の提供
若者などの人材不足	・若者が少なく、弱者を支える人材不足に陥るのではないか ・社協などに指導者を養成できるような専門の人員を配置してはどうか
元気な高齢者の力の活用	・老人がいきがい、やる気を持ち活躍できる場所、機会が必要 ・元気な高齢者の知識・能力の活用
見守り体制の構築	・高齢者の見守りなど日常的な取組への参加 ・支援が必要な人の早期発見、対処の体制づくり



## 4 第一次の計画の取組状況と評価

- 第一次の計画（平成20年度～25年度）では、基本理念『ええまち・西脇 ～みんなのところが響きあう 安心・共生のまちづくり～』の実現に向け、4つの施策の基本方向を掲げ、地域福祉の推進を図ってきました。その取組状況について評価を行い、その結果を第二次計画に反映していくことが地域福祉を推進していく上で必要不可欠なことと考えます。
- 第一次の「西脇市地域福祉計画」に掲げる各項目の取組状況について、「A：よくできた」「B：できた」「C：できなかった」「D：未実施・再検討」の4区分による評価を行いました。

### ■進捗状況評価

施策の基本方向		施策名	進捗状況
1 人と人のつながりづくり	(1) 多様な市民によるふれあいの推進	①あいさつ運動の促進	A
		②地域における多様な市民交流の促進	A
		③市民交流のためのきっかけづくりと場づくり	A
	(2) 市民相互の支え合いの推進	①生活課題や福祉ニーズの早期発見・対応	B
		②「地区まちづくり」の支援・促進	B
2 福祉活動の推進と担い手づくり	(1) 人権意識・福祉意識の醸成	①人権・福祉に関する意識の把握と啓発の推進	A
		②福祉教育、体験学習の推進	B
	(2) ボランティア活動の推進	①ボランティアの育成・確保	B
		②ボランティア活動への支援	B
		③ボランティアなど市民活動の推進に向けた体制づくり	B
	(3) 地域福祉を進める人とネットワークづくり	①地域福祉の推進に向けたネットワークの形成	C
②地域福祉を推進するための人と仕組みづくり		B	
3 サービスを利用しやすい仕組みづくり	(1) 情報提供体制の充実	①効率的でわかりやすい情報の提供	B
		②情報の共有と内容の充実	B
	(2) 相談支援体制の充実	①行政・関係機関における相談支援体制の充実	A
		②地域における相談支援体制づくり	B
	(3) サービス利用の仕組みづくり	①サービス提供体制の充実と質の向上	A
		②サービス利用者の権利擁護・生活支援	B

施策の基本方向		施策名	進捗状況
4 人にやさしい福祉のまちづくり	(1) 安全・安心な道路・交通環境	①すべての人が安全、安心、快適に利用できる道路づくり	B
		②交通安全対策の推進	B
		③利用しやすい交通手段の確保・充実	B
	(2) 住宅・建築物等のバリアフリー化	①すべての人が暮らしやすい住環境の整備	B
		②「福祉のまちづくり」の普及・啓発	B
	(3) 安心して住める防災・防犯のまちづくり	①地域における防災対策の推進	B
		②災害発生時の被災者の支援	B
		③防犯対策の推進	B

### ■進捗状況評価合計

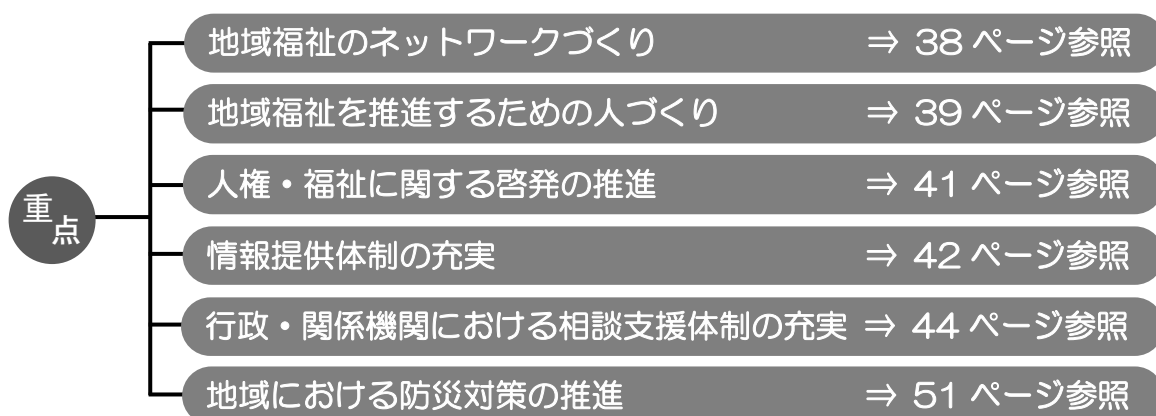
施策の基本方向	進捗状況（構成比：％）			
	A：よくできた	B：できた	C：できなかった	D：未実施・再検討
1 人と人のつながりづくり	3 (60.0)	2 (40.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
2 福祉活動の推進と担い手づくり	1 (14.3)	5 (71.4)	1 (14.3)	0 (0.0)
3 サービスを利用しやすい仕組みづくり	2 (33.3)	4 (66.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
4 人にやさしい福祉のまちづくり	0 (0.0)	8 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
合計	6 (23.1)	19 (73.1)	1 (3.8)	0 (0.0)

- 第一次の計画における4つの施策の基本方向に基づく取組については、全体のうち96.2%の取組が「よくできた」・「できた」と評価できました。
- 特に、基本方向1「人と人のつながりづくり」については、地区ごとにコミュニティセンター等の拠点が整備され、まちづくり協議会やコミュニティ推進会議などの地域の組織が中心となり、地域に根差した活動を展開しています。
- その中でも、民生委員・児童委員や自治会役員、まちづくり協議会、災害時の要援護者近隣協力体制、ケアマネジャーなどの多様な主体において、高齢者見守り体制づくりが進められています。
- その一方で、民生委員・児童委員やまちづくり協議会等の地域組織同士が、より一層の連携を図っていくことが課題となっています。
- 今後は、第一次の計画の取組状況の評価を踏まえ、その結果を第二次計画に反映していくことが、地域福祉を推進していく上で重要です。



## 5 課題と現状を踏まえた今後の方向性

- 本市の地域福祉を取り巻く状況について、アンケート調査結果等の現状把握や、第一次の計画の評価等から見えてきた課題について集約し、今後、西脇市が重点的に取り組んでいく地域福祉の方向性を、次のとおり整理しました。



### ① 地域福祉のネットワークづくり

#### ■ アンケート結果から

- 地域課題の解決方法については、約6割の市民が「行政と住民の協力や、できる限り住民によって解決すべき」と回答していますが、地域活動やボランティア活動に参加している市民の割合は、約3割にとどまっています。
- 「活動している」又は「活動したい」地域活動やボランティア活動の内容は、「自治会活動・地区まちづくり活動」が最も高くなっています。

#### ■ 第一次計画の評価から

- 各地区にはまちづくり協議会など、市民が主体となりまちづくり活動を推進する組織ができています。今後は、こうした組織内に地域福祉を担う福祉部会をつくるなど、地域の福祉課題の解決に向け、住民が地域社会の一員として自ら考え行動できる環境づくりが必要となっています。
- まちづくり協議会、民生委員・児童委員などの地域で活動する主体と行政が連携を深めながら、地区における地域福祉の普及・啓発とネットワークづくりを推進することが重要です。
- さらに、まちづくり協議会を中心とするまちづくり活動においては、地区内だけにとどまらず、近隣地区や全市的な交流を図るなどネットワークを広げ、展開していくことが求められています。

## ② 地域福祉を推進するための人づくり

### ■アンケート結果から

- 今後、地域活動やボランティア活動をしたいと思う市民は、現在活動中の市民の割合を上回っています。また、活動の中で困ったことについては、「人材不足（リーダー・若い人など後継者）」との回答が3割を超えています。
- 参加していない理由としては、「時間がない」が最も多いですが、「参加するきっかけがない」や「活動に関する情報が入ってこない」も多くなっていることから、参加しやすい環境づくりや情報発信が求められています。

### ■第一次計画の評価から

- 地域行事や交流事業などに参加する勤労者層、若年層が少ないため、次代を担う人材の育成ができないことが課題となっています。
- 退職した世代を地域福祉活動やボランティア活動の担い手として育てるため、活動の意義や必要性の啓発や養成講座等を実施する必要があります。
- 地域活動に協力してくれる人材や、リーダーとなる人材の発掘や育成が求められています。また、地域福祉を推進するための仕組みづくりについても検討が必要です。
- 市民自身が地域福祉を支える担い手となるよう、地域活動の周知・啓発や取組に対する普及が求められています。

## ③ 人権・福祉に関する啓発の推進

### ■アンケート結果から（まちづくりアンケート調査）

- 「全ての人の人権が尊重されている」、「市民の人権意識が高まっている」と思う市民の割合は、約3割にとどまっています。

### ■第一次計画の評価から

- 人権文化をすすめる市民運動をはじめ、講演会等による人権教育の充実や啓発の推進に取り組んできました。今後は、講演会や研修会の内容を工夫するなど充実を図るとともに、認知症やうつ病などに関する正しい知識を身に付け、理解するための啓発活動が必要となっています。
- 障害や認知症、うつ病などの理解を深めるため、「人権」に加え、「福祉」の意識づくりを広めていくことが求められています。
- 福祉に関する学習活動など学齢期から福祉教育を推進するとともに、人権や福祉に関する出前講座などを活用した、地域での人権・福祉教育の推進と参加意識の醸成を図ることが重要です。

#### ④ 情報提供体制の充実

##### ■アンケート結果から

- 福祉サービスを安心して利用するために必要なことについては、「相談窓口の充実」のほか、「サービスの情報提供の充実」、「サービスのパンフレット・冊子等の内容の充実」が多くなっています。
- 福祉サービスに関する情報は、約4割の市民が「市の広報紙、ホームページ」から得ていると回答しています。

##### ■第一次計画の評価から

- 各種サービスに関する、パンフレットや冊子は作成されていますが、今後はさらに、内容の充実や情報提供の方法について工夫が必要となっています。
- 誰もが情報を入手できるよう、多様な媒体での情報提供を行うとともに、情報の入手が困難な障害のある人などに配慮した提供方法への検討が必要です。
- 情報を必要とする人に必要な情報が届くよう、有効な情報発信の方策が求められています。また、情報の内容はわかりやすいものとし、必要な情報が正確に伝わるよう、広報紙等の掲載内容の充実を図ることが重要です。

#### ⑤ 行政・関係機関における相談支援体制の充実

##### ■アンケート結果から

- 福祉サービスを安心して利用するために必要なことは、「サービスを適切に選んで利用できるよう支援する相談窓口の充実」と回答した市民が、5割を超えています。
- 不安や困りごとが起こったときに誰に相談するかについては、「家族・親戚・兄弟姉妹」が最も多く、「友人・隣近所」が続いています。一方、市役所と社会福祉協議会を合わせても1割程度にとどまっています。

##### ■第一次計画の評価から

- 個々の相談窓口は設置されていますが、相談窓口そのものについての情報が不足しており、周知が必要です。
- 市役所と関係機関との連絡・調整、情報交換などを、より一層充実させる必要があります。
- 個別分野ごとの相談窓口の充実を図るとともに、分野の狭間や他分野にまたがる相談者に対し、きめ細やかな対応ができる相談支援体制が求められています。
- 悩みを抱えた人が最初に相談するのは身近にいる人が多いことから、地域住民が相談役を担えるよう、福祉の意識づくりなど人材の育成が求められています。
- 相談先がわからないことがないよう、相談窓口の周知を図るとともに、気軽に立ち寄れる相談場所の確保が重要です。

## ⑥ 地域における防災対策の推進

### ■ アンケート結果から

- 日常生活の中で日ごろ不安に思っていることについては、3割以上の市民が「地震等の災害に関すること」と回答しています。
- これからの近所づきあいで大切になることについては、「防災活動や災害の時の助け合い」との回答が5割以上となっています。
- 地域でできる手助けについては、「災害時の手助け」との回答が3割以上、地域でしてほしい手助けについても、「災害時の手助け」との回答が4割以上と多くなっています。
- その一方で、地域の防災訓練に参加している市民の割合は、約2割にとどまっています。

### ■ 第一次計画の評価から

- 自主防災組織の組織化、防災訓練や防災セミナーの実施など、地域における防災対策や防災意識の醸成が進んでいます。
- 災害時の要援護者近隣協力体制や地域での助け合いの必要性をより一層啓発し、地域における防災意識等を推進していく必要があります。
- 阪神淡路大震災、東日本大震災を受け、防災に対する意識や災害時の地域における助け合いのニーズが高まっていることから、この意識を実際の活動に移せるよう、自治会等への働きかけや活動支援が重要となっています。



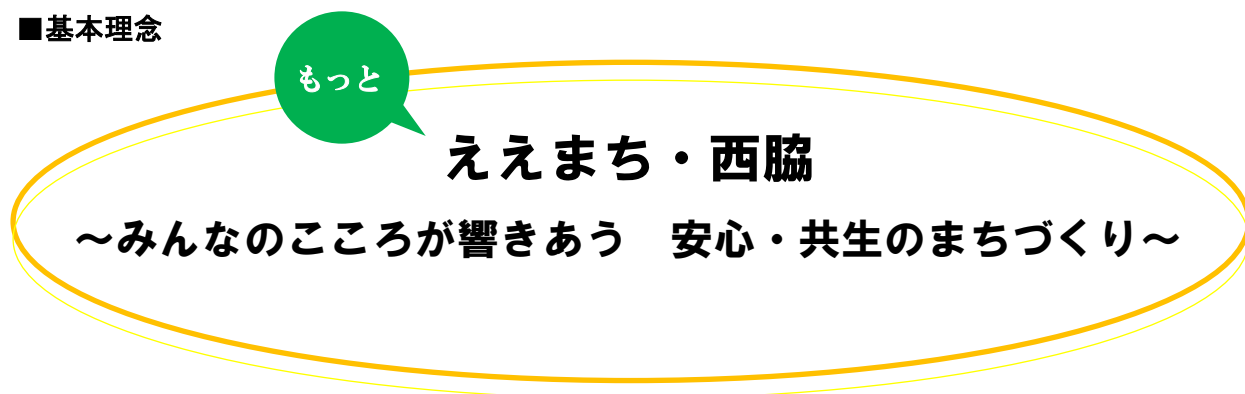
## 第3章 計画の基本的な考え方

# 1 計画の基本的な考え方

## (1) 計画の基本理念

- 本市では、総合計画において『いのちいきいき 自然きらきら 共生のまち にしわき』を将来像として掲げ、その実現に向けた基本政策（健康・子育て・福祉）を「ともに支え合い、笑顔輝くあたたかなまち」としています。
- 本計画では、この基本政策を受け、市民一人ひとりが、お互いにやさしさと思いやりの気持ちを持って、地域ぐるみで助け合い、支え合うまちを目指し、地域福祉を推進していきます。
- こうした考え方に立ち、第二次計画においても、第一次の計画で掲げた基本理念「ええまち・西脇 ～みんなのところが響きあう 安心・共生のまちづくり～」を踏襲し、年齢や障害の有無にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、誰もが安心しいきいきと健やかな生活を送ることができる体制を整備する必要があります。
- 今後も、本市において、地域を構成する全ての人々が主体となり、お互いを思いやる“ところ”を持って、積極的に地域の福祉活動に参画することで、支えあい、助けあいができる「もっと ええまち・西脇 ～みんなのところが響きあう 安心・共生のまちづくり～」の実現を目指します。

### ■基本理念



基本理念を達成するための3つの基本方向

### ■基本方向

#### 基本方向1

福祉活動の推進と担い  
手づくり

#### 基本方向2

サービスを利用しやすい  
仕組みづくり

#### 基本方向3

人にやさしい福祉のま  
ちづくり

※次頁に詳細を記載しています。

## (2)計画の基本方向

### 基本方向1

#### 福祉活動の推進と担い手づくり

- 地域福祉を推進するためには、年齢、障害の有無などにかかわらず、全ての地域住民が、地域社会の一員として福祉について関心を持ち、地域行事をはじめ、さまざまな交流の場に参加することが求められています。
- 参加の少ない勤労者層や若年層に対し、あらゆる機会を通じて、人権・福祉に関する啓発を行い、福祉活動への参加促進を図ります。また、参加しやすい環境の整備を進めます。
- 少子高齢化、核家族化の進展や単身世帯の増加など、地域住民同士の結びつきが希薄となっています。身近な生活課題の早期発見、共有化、早期支援による課題解決を図るため、あいさつ運動や声かけ訪問による顔の見える関係づくりを進めます。
- 地域における主体的な地域福祉活動を推進するため、地区のまちづくり組織やボランティア団体等が行う活動や組織の運営について支援をしていきます。
- 地域福祉を担う人材を育て、裾野を広げていくためには、学齢期からの福祉教育や福祉体験学習の充実が必要です。また、退職した世代の生きがいづくりやボランティア活動等に関心がある人のための、ボランティア養成講座等の開催支援をしていきます。

### 基本方向2

#### サービスを利用しやすい仕組みづくり

- 少子高齢化や家族機能の変化などにより市民ニーズが多様化し、従来のサービス提供では対応しきれなくなっています。必要な人に必要なサービスが提供できるよう、個々の不安や悩みや必要な支援を把握し、福祉サービス事業者、相談事業所、市などが連携を図り、相談支援・サービス提供体制の充実を図ります。
- 市民が適切なサービスを主体的に選び利用できるよう、わかりやすく、誰もが受け取りやすい情報提供に努めます。
- 誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービスの充実を図るとともに、福祉サービスのより一層の周知により、福祉サービスの社会全体の理解と意識の向上を図ります。



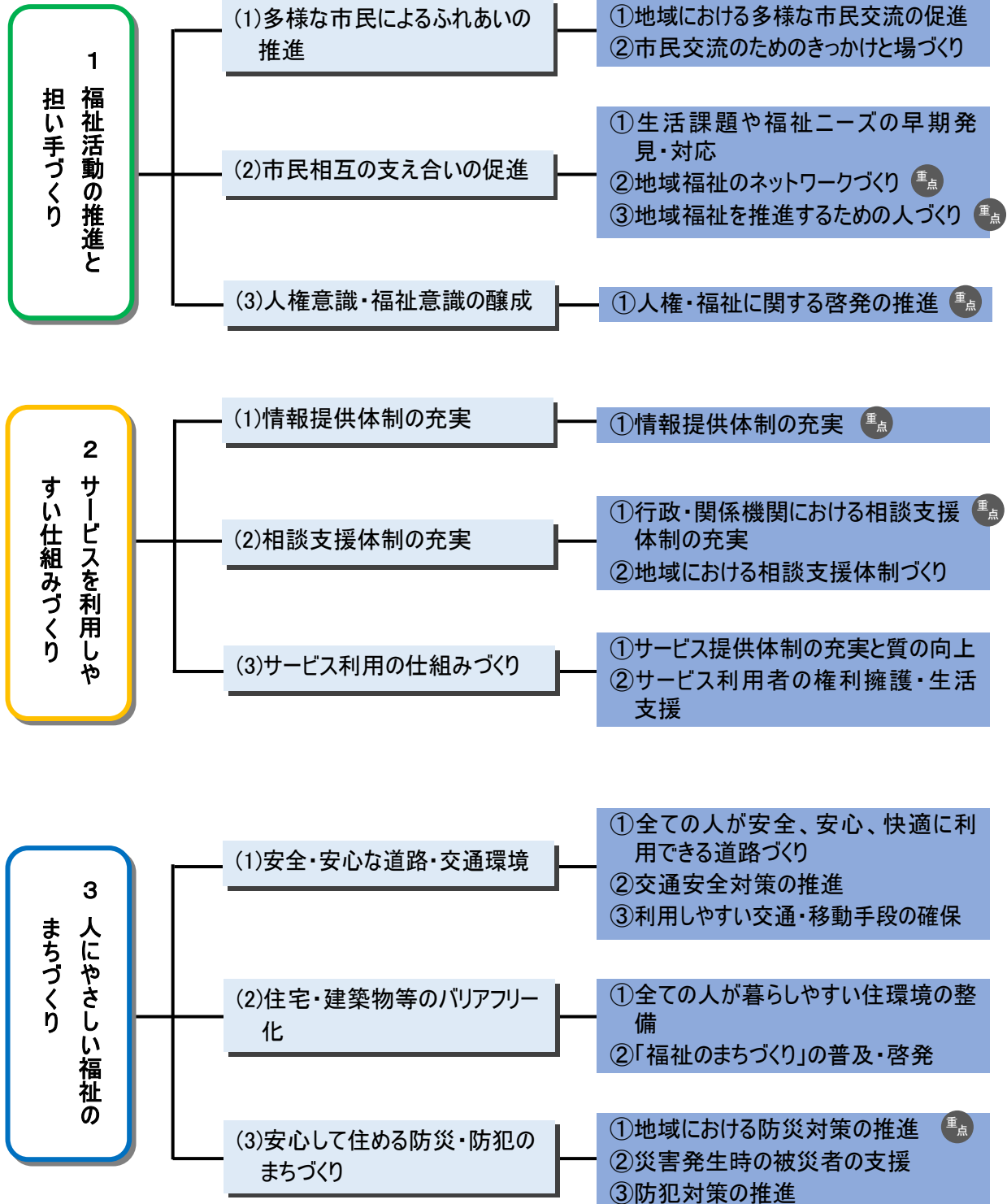
### 基本方向3

#### 人にやさしい福祉のまちづくり

- 公共施設、集客施設や商業施設は、ユニバーサルデザインの考えに基づき、誰もが安全・安心・快適に利用できる施設づくりを進めます。
- 高齢者や障害のある人の日常生活における移動手段を確保するため、公共交通体系の見直しなど、誰もが安全で利用しやすい移動手段について検討を進めます。
- 多くの市民が地域で行われる自主防災会や防災訓練等に参加できるよう、活動の啓発や情報の発信に努め、防災への関心の醸成を図ります。
- 地震などの災害に備え、一人で避難できない高齢者や障害のある人を地域で支援するため、要援護者の把握に努め、近隣協力体制づくりなどを推進します。
- 関係機関との連携・協力のもと、市民の防犯意識の高揚を図ります。

## 2 計画の体系

・本計画では、基本理念及び基本方向を踏まえ、以下の施策を推進していきます。



## 第4章 施策の展開

# 1 福祉活動の推進と担い手づくり

## (1) 多様な市民によるふれあいの推進

### 【課題と方向性】

- ・障害のある人や子ども、高齢者等が参加する、地域におけるさまざまな交流事業やあいさつ運動などにより、同じ地域に住む市民同士のつながりづくりを進めてきました。その結果、近所づきあいの大切さや地域活動等への参加意識の向上がうかがえますが、若年層の交流事業への参加が少ないなどの課題も残っています。
- ・地域における「手助けしやすい」、「手助けされやすい」環境づくりを行うためにも、全ての人に参加できる交流機会を設けるなど、今後さらに、地域のふれあいの機会を増やし、顔の見える関係づくりを進めていきます。

### 【地域みなさんに期待すること】～地域の住民や活動団体、社会福祉協議会、事業者、NPO、ボランティアなど～

- ◎顔の見える関係づくりを築いていくため、あいさつ運動や声かけ訪問を進める。
- ◎地域の祭りや伝統行事をきっかけとした交流をはじめ、市民同士のさまざまな交流の機会を工夫し、活発な交流を進める。
- ◎勤労者層、若年層、退職した世代などが参加しやすい場をつくり、地域活動への参加に向けた積極的な呼びかけを行う。
- ◎自治会をはじめ、地域の取組に積極的に参加する。
- ◎地域のさまざまな人が気軽に集まれる場や機会づくり、情報発信を進める。
- ◎近隣の公園や集会施設を交流の場として活用できるよう、管理や運営方法を考える。



【行政が取り組むこと】

① 地域における多様な市民交流の促進

- 年齢、障害の有無などにかかわらず、全ての人に参加できる行事の開催を働きかけます。また、高齢者や障害のある人、外国籍の人などの地域行事等への参加を促進します。
- 総合的な学習の時間などでの地域の人材が持つ知識・能力の活用や、トライやる・アクションなどを通じて、学校園内外における子どもと地域住民とのふれあいを推進します。
- 学校園をはじめとするあいさつ運動の推進や住民による見守り活動などを通じて、地域における人と人のつながりづくりを促進します。

推進施策	主な事業内容
世代間交流をはじめ多様な交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○敬老会の開催支援、高齢者と他世代との交流の実施など、高齢者のふれあいや世代間交流の促進</li> <li>○福祉施設の訪問など、子どもと高齢者などのふれあいの促進</li> <li>○障害者スポーツ大会の開催、障害者支援施設の地域行事への参加など、障害のある人の地域参加・交流の促進</li> </ul>
地域住民の多様な経験・技能等を活用した学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○トライやる・アクション、トライやる・ウィーク、ゲストティーチャー、地域に学ぶ人権・体験学習の促進</li> </ul>
あいさつや見守りを通じたふれあいの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○西脇ハーティネス・メンバーズ運動（地域の子ども達に対するあいさつ運動や見守り活動を通じて、地域とのふれあいやつながりをつくる運動）の促進</li> </ul>
地域におけるふれあいの機会や場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区のまちづくり活動を通じた交流の場づくりの促進・支援</li> </ul>

## ② 市民交流のためのきっかけと場づくり

- ・ 広報紙やホームページなど、さまざまな媒体を通じて地域の情報を発信します。
- ・ 自治会の公民館等で実施される高齢者の交流の場づくりを支援します。また、公共施設における居場所や交流の場を確保します。
- ・ 障害のある人や子育て中の親、若者など、当事者同士が出会う場や交流機会等を確保します。

推進施策	主な事業内容
地域情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報紙やホームページ、フェイスブックなどを通じた市民交流のきっかけとなる情報等の提供・発信</li> <li>○ 地区が発信する広報紙の発行支援</li> </ul>
高齢者を対象とするサロン活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者が元気でいきいきした生活が送れるよう、交流の場づくりとして地域の公民館等で行われているいきいきサロンの開催支援</li> </ul>
障害のある人の活動の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者地域活動支援センター事業の実施</li> <li>○ 障害者支援施設開設の支援</li> </ul>
親子のふれあいの場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ およこ交流教室の実施</li> <li>○ 幼稚園施設の開放</li> <li>○ 子育て学習センター事業の推進</li> <li>○ 茜が丘複合施設（児童館・子育て学習センター）などの子育て支援拠点の整備</li> </ul>
高校生の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「ゆうゆうにしわき広場」の開設</li> </ul>

## (2) 市民相互の支え合いの促進

### 【課題と方向性】

- 近年、ひとり暮らし高齢者などの支援を必要とする人や、地域から孤立しがちな人の増加が問題となっており、このような世帯の状況把握が重要となっています。本市においては、地域にあるさまざまな組織やボランティア等が、見守りを通じた状況把握に努めています。
- 支援を必要とする人に対して適切な支援やサービスを提供するためにも、今後は、地域におけるそれぞれの組織の連携を強化していきます。
- また、地域における住民相互の支え合いを促進していくために、地区のまちづくりを活用した、地域福祉のネットワークづくりや、人づくりを進めていきます。

### 【地域のみなさんに期待すること】 ~地域の住民や活動団体、社会福祉協議会、事業者、NPO、ボランティアなど~

- ◎地域に住む一員として、地域にどんな課題があり、身近でどんな人が困っているのか等関心を持つ。
- ◎地域の中で、自分ができることから行動するよう心掛ける。
- ◎高齢者、障害のある人、子育て中の人など、さまざまな悩みや不安を持つ人に対し、声をかけ、課題解決に向け一緒に取り組む。
- ◎民生委員・児童委員などを中心に取り組んでいる、見守りや声かけ訪問などの小地域ネットワーク活動の意義を理解し、活動に参加、協力する。
- ◎地域における支え合いの大切さについて関心、理解を高め、近所同士の身近な支え合いやボランティア活動、講座等に参加、協力する。
- ◎ボランティア活動などを紹介するパンフレット等を作成し、仲間の拡大に努める。
- ◎高齢者や障害のある人が地域の中で孤立することがないように理解を深め、地域みんなで支え合う。
- ◎地域の課題や福祉ニーズを把握し、地域で何ができるのかを住民自ら考え、解決方法を探り、行政からの支援を受けながら、課題解決に向けての活動ができる地区（地域）組織づくりを進める。

【行政が取り組むこと】

① 生活課題や福祉ニーズの早期発見・対応

- ・民生委員・児童委員や高齢者見守り隊等によるひとり暮らし高齢者などの要援護者に対する見守りや声かけ運動などを支援するとともに、生活全般の支援が行えるよう小地域ネットワーク活動を促進します。
- ・市民が抱える課題に応じて適切な相談支援やサービスにつなげることができるよう、各分野の専門機関とのさらなる連携を図ります。
- ・民生委員・児童委員や各種相談員など市民や関係機関との連携を深め、市民活動の推進を図るとともに、アンケート調査の活用等により、地域における生活課題や市民の施策に対するニーズの把握に努めます。

推進施策	主な事業内容
見守りや声かけなど小地域ネットワーク活動の推進	○高齢者などの要援護者に対する緊急時・災害時の近隣協力体制づくりのさらなる推進、適切な支援が行えるよう要援護者の情報を示した福祉票の作成
	○民生委員・児童委員や高齢者見守り隊等によるひとり暮らし高齢者等に対する見守り活動の支援
	○「地域ふれあいいきいきサロン」など小地域ネットワーク活動の支援・促進
地域における生活課題や福祉ニーズの把握と対応の検討	○相談支援事業所、ケアマネジャー事業所、医療機関、県（福祉事務所・警察所・こども家庭センター）など個別ケースに対応した調整・連携
	○市民の視点から地域の課題や施策ニーズを把握するためのアンケート調査の実施（まちづくり市民アンケート）

② 地域福祉のネットワークづくり

重点

- ・まちづくり協議会をはじめとする、各種団体・グループ等による、まちづくり活動を通じた地域福祉の普及・啓発とネットワークづくりを支援します。
- ・地域福祉活動を推進するため、地区まちづくり推進体制の充実を図ります。

推進施策	主な事業内容
地区まちづくりの支援・促進	○各地区での地域福祉をテーマとしたワークショップ、勉強会、懇談会等の実施支援
	○地区まちづくり計画の推進支援
地区まちづくりにおける推進体制の充実	○地域福祉活動の一層の推進に向けた地区推進組織づくり（まちづくり協議会等における福祉部会の設置など、組織化と活動の支援）



### ③ 地域福祉を推進するための人づくり

重点

- ・地域福祉の推進を担う民生委員・児童委員やサービス事業者などに対し、研修などを実施し、資質向上を図ります。
- ・福祉に関わる人材を育成・発掘するために、出前講座等による働きかけを行います。
- ・広報紙やホームページ等を通じて、ボランティア活動の意義や必要性を啓発するとともに、ボランティア団体の活動内容に関する情報を発信します。
- ・資機材の貸出しなど、ボランティア団体に対する支援を行うとともに、市民活動推進に向けた庁内の体制づくりを行っていきます。
- ・地域福祉推進のための新しい仕組みづくりに関する調査・研究を進めます。

推進施策	主な事業内容
民生委員・児童委員の資質の向上	○民生委員児童委員連合会の分野別部会（児童母子福祉・障害者福祉・高齢者福祉）での研修会の実施
福祉人材の育成・発掘	○介護予防、障害者（児）支援、子育て支援などに関する社会教育・出前講座等による啓発・教育
	○サービス事業者等による地域貢献活動の促進
	○地区まちづくりを通じた地域福祉活動を担う人材の育成・発掘
ボランティアの育成・確保	○広報紙やパンフレット、ホームページによるボランティア活動の意義、市内での活動状況、相談窓口、制度等の周知・啓発
	○手話・要約筆記・音声訳等のコミュニケーション支援に関するボランティアの養成に向けた各種講座の開催、社会福祉協議会など関係団体による講座開催への支援
ボランティア活動への支援	○ボランティアグループへの録音機、点字器などの資機材の提供
	○各地区のコミュニティセンターなど、既存施設を活用したボランティアグループ等の活動拠点の確保
	○ボランティアやNPOの相互交流・情報交換の機会の充実
	○NPOや市民団体などが展開するきめ細やかな福祉活動への支援
ボランティアなど市民活動の推進に向けた体制づくり	○ボランティア活動、NPO活動などの市民活動を推進するため、市に一元的な窓口となる担当部署設置の検討
	○市職員のボランティア活動への参加促進
新たな仕組みの調査・研究	○コミュニティビジネスの導入など新しい仕組みづくりに関する調査・研究の推進

### (3) 人権意識・福祉意識の醸成

#### 【課題と方向性】

- 地域福祉を進める上で、市民一人ひとりの人権が尊重され、尊厳を持つかけがえない存在として住民同士がお互いを認め合うことが重要です。本市では、広報や出前講座による啓発や学校教育・社会教育の推進などを通して、市民の人権意識の醸成を図ってきました。
- 今後は、「人権」に加え「福祉」の意識づくりや、認知症や自殺予防など、十分に理解がされていない事柄等に関する周知・啓発を行っていきます。

#### 【地域みなさんに期待すること】 ～地域の住民や活動団体、社会福祉協議会、事業者、NPO、ボランティアなど～

- ◎市民一人ひとりが自分のこととして、社会における人権問題に関心を持ち、人権尊重の理念を理解するよう努める。
- ◎地域や職場、学校などの人権教育の機会を通じて、地域におけるさまざまな差別の実態を意識・認識し、どうすれば解決できるかを家族、友人・知人、地域の人などと話し合う。
- ◎サービス事業者や福祉関係団体、ボランティア団体等は、積極的に人権学習に取り組み、人権・福祉に関する理解を深める。
- ◎社会福祉協議会など福祉関係団体は行政との連携・協力のもと、学校や地域における福祉教育を推進するとともに、体験を通じた福祉学習の機会を提供し、子どもたちへの福祉や人権に関する意識づくりに努める。
- ◎差別や偏見のない、思いやりのある地域社会を目指し、「心のバリアフリー」に関する取組を継続的に進める。



【行政が取り組むこと】

① 人権・福祉に関する啓発の推進

重点

- ・ 広報紙やホームページ、パンフレットなどによる人権・福祉に関する広報・啓発活動を充実し、人権や福祉に関する市民意識の醸成に努めます。
- ・ 学校・社会教育における人権・福祉教育の推進に努めるとともに、市職員、教職員、保健福祉関係者等に対する人権・福祉教育を充実します。
- ・ 認知症、うつ病など十分に理解がされていない事柄について、正しい知識の普及・啓発を図ります。
- ・ 社会福祉協議会などの福祉関係団体と連携し、学校・地域における福祉教育、体験学習活動を推進するとともに、市民一人ひとりが地域の構成員として、近隣の人たちとの相互の支え合いや助け合いを行えるよう、研修会や講座等の実施を通じて地域福祉活動への理解や参加意識の醸成を図ります。

推進施策	主な事業内容
人権・福祉に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市広報、人権教育啓発資料「ゆきちゃんからのメッセージ」などによる人権啓発の推進</li> <li>○福祉サービス、介護保険・介護・介護予防、人権学習、男女共同参画など人権や福祉に関する出前講座の実施</li> </ul>
学校・社会教育における人権・福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権文化をすすめる市民運動（講演会・人権作文・標語）、研究大会、男女共同参画などのセミナー開催の促進</li> <li>○学校や社会教育における徳育や福祉に関する学習活動、体験・交流活動の推進</li> <li>○学校と社会福祉協議会、民生委員・児童委員、サービス事業者などが連携した福祉教育の促進</li> </ul>
市職員に対する人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市職員・教職員・市人教企業内教育部会などの研修会の開催の促進</li> </ul>
認知症に対する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症に関する正しい知識を身に付けるための活動支援や周知・啓発、認知症サポーター養成講座の開催</li> </ul>
自殺予防等に関する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自殺予防やうつ病などに関する正しい知識の普及・啓発</li> </ul>
講座・研修等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権学習・男女共同参画推進等の人権や福祉に関する研修会・講演会の開催、福祉サービスや保険制度・介護予防等の出前講座の実施による普及・啓発</li> </ul>

## 2 サービスを利用しやすい仕組みづくり

### (1) 情報提供体制の充実

#### 【課題と方向性】

- ・介護保険サービスや障害福祉サービスなどの福祉サービスについては、利用者である市民が適切なサービスを主体的に選び、利用できることが重要です。そのため、情報を必要とする人に制度やサービスに関する必要な情報が十分に、また、わかりやすく提供されるよう、多様な媒体を通じた情報提供体制の充実に努めます。

#### 【地域みなさんに期待すること】 ～地域の住民や活動団体、社会福祉協議会、事業者、NPO、ボランティアなど～

◎必要なサービスを主体的に選択するため、日頃から保健・福祉・医療の制度やサービスについて、広報紙やホームページ、パンフレット等を通じて情報収集し、理解を深めるよう意識する。

◎必要な情報が得られない時は、関係機関や行政に積極的に相談する。

#### 【行政が取り組むこと】

#### ① 情報提供体制の充実

重点

- ・必要とする人が必要なサービスを受けられるよう、広報紙やホームページなど多様な媒体や機会を通じた福祉制度・サービス内容の情報提供に努めます。
- ・高齢者や障害のある人、外国籍の人などが福祉制度・サービスに関して適切な情報を入手できるよう、情報提供面での配慮に努めます。

推進施策	主な事業内容
福祉制度・サービス内容の周知	○高齢者べんり帳、障害者福祉のしおりなどの各種制度周知パンフレットを通じた制度・サービス内容等のわかりやすい情報提供の推進
	○広報紙、ホームページ、リーフレットなど、多様な媒体を用いた情報提供体制の充実
	○市や社会福祉協議会の相談窓口、各種行事におけるパンフレットの配布など、あらゆる機会を通じた情報提供の推進
情報入手が困難な人への配慮	○「声の広報」、手話通訳者等の派遣の利用促進
	○広報資料作成・発行時の文字の大きさ、文章表現、レイアウト等への配慮
	○ホームページ作成時の視聴覚障害者への配慮
	○外国語による情報提供の実施検討

## (2) 相談支援体制の充実

### 【課題と方向性】

- 本市では、市民のさまざまな不安や悩みに対応するため、行政や関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などによる相談支援事業が行われています。しかしながら、「誰に相談すればいいのかわからない」という意見や、相談窓口の充実に対する要望も多く寄せられています。
- 今後は、それぞれの相談窓口の充実を図ることはもちろんのこと、庁内や各分野の関係機関との連携を十分に図り、他分野にまたがる悩みを抱える人などへの対応を充実させていきます。
- 地域においては、市民が気軽に相談支援事業を利用できるよう、身近な相談窓口の存在や相談窓口に関する場所や時間などの情報の周知を行います。

### 【地域のみなさんに期待すること】 ～地域の住民や活動団体、社会福祉協議会、事業者、NPO、ボランティアなど～

- ◎地域で生活を営む上で困ったことがあれば、一人で悩まずに、気軽に相談窓口などを利用するよう心がける。
- ◎近隣の人との日常的な付き合いを通じて、支援が必要と感じた場合は、必要に応じて民生・児童委員や地域の相談窓口、行政などに相談する。
- ◎社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会などの地域組織、ボランティア団体などが連携・協力し、地域における身近な相談支援体制づくりを進める。
- ◎相談支援を担う団体などは、相談者の個人情報（プライバシー）の保護に努め、相談しやすい環境を作る。
- ◎虐待を受けていると思われる子ども、高齢者、障害のある人を発見した場合は、速やかに市に通報する。
- ◎児童福祉施設、福祉サービス事業所や病院等、虐待を発見しやすい関係機関は、早期発見に努める。

【行政が取り組むこと】

① 行政・関係機関における相談支援体制の充実

重点

- ・庁内における各分野の相談機関とのネットワーク化を推進し、情報の集約・整理を進めます。
- ・市役所各窓口における相談支援体制を充実させるとともに、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所など、各分野の相談窓口の充実を図ります。
- ・サービスを利用する人が、適切なサービスを選ぶことができるよう、相談窓口の充実を図ります。

推進施策	主な事業内容
個別分野ごとの相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域包括支援センター総合相談及び在宅介護支援センター地域相談の充実</li> <li>○地域包括支援ネットワークの構築</li> <li>○各種相談、情報提供、サービス利用の支援（ケア会議）、困難事例への対応のあり方検討、関係機関との連絡調整など、地域支援協議会を核とした障害者相談支援事業の充実</li> <li>○家庭児童相談、母子・父子相談の充実</li> <li>○DV被害者相談の充実</li> <li>○民生委員・児童委員やサービス事業所、警察、医療機関など関係機関との連携による相談支援体制の充実</li> <li>○自殺を防ぐための相談体制の充実（早期発見と相談機関へつなぐ体制づくり、メンタルヘルス相談事業・ゲートキーパー研修の実施）</li> </ul>
庁内相談窓口の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市役所各窓口、教育委員会など市民の相談に関わる担当課相互の連絡・調整、情報共有の推進（庁内連絡会の充実）</li> </ul>



## ② 地域における相談支援体制づくり

- ・地域における相談支援活動への支援を行い、地域の要援護者の福祉施策・サービス利用へと結びつける仕組みづくりを進めます。

推進施策	主な事業内容
相談支援活動の促進	○社会福祉協議会の心配ごと相談事業
	○民生委員・児童委員や各種相談員による訪問・相談、要援護者の状況把握や安否確認・対応検討などの推進、福祉票の作成

## (3) サービス利用の仕組みづくり

### 【課題と方向性】

- ・住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、在宅福祉サービスの充実へのニーズが高くなっています。
- ・今後、サービス提供事業者の評価体制の充実や、苦情相談からの課題反映など、サービスの質の向上を図り、サービスの質を確保する必要があります。
- ・また、判断能力が十分でない人の日常生活を支援するために、成年後見制度などサービス利用者の権利を守るための制度の周知を進めるとともに、市民後見人などの新しい権利擁護に関する研究を進めていきます。

### 【地域のみなさんに期待すること】～地域の住民や活動団体、社会福祉協議会、事業者、NPO、ボランティアなど～

- ◎日頃から保健福祉に関する制度やサービスについての理解を深め、家庭や地域において、サービス利用者が気兼ねなく福祉サービスを受けられる地域づくりに努める。
- ◎民生委員・児童委員やボランティアなどは、各種福祉サービスや成年後見制度、日常生活自立支援事業について知識を深める。
- ◎福祉サービスを提供する事業者や福祉活動に取り組む個人・団体は、サービス利用者や要援護者の個人情報（プライバシー）の保護について配慮に努める。
- ◎サービス事業者は、従事者の研修など、サービスの質の向上に努める。

【行政が取り組むこと】

① サービス提供体制の充実と質の向上

- ・全ての人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの提供体制の充実に努めます。
- ・福祉サービスに対する苦情相談の対応や、サービス事業者による第三者評価など、サービスの質の向上に向けた取組を促進します。

推進施策	主な事業内容
福祉サービス提供体制の充実	○高齢者安心プラン、障害者基本計画・障害福祉計画、こども未来プラン等に基づく在宅福祉サービス等の提供体制の充実
サービス利用に係る苦情等への対応	○市の相談窓口や地域包括支援センターなどによる苦情相談
サービス事業者等による評価の促進	○播磨地域障害福祉サービス第三者評価体制など第三者評価の推進 ○県との合同監査、実地指導

② サービス利用者の権利擁護・生活支援

- ・成年後見制度や日常生活自立支援事業の内容周知に努め、判断能力に不安のある人が適切に福祉サービス等を利用し、地域での生活が継続できるよう支援します。
- ・関係機関との連携を強化し、虐待を未然防止・早期発見するためのネットワークなど、新たな課題に対応できる体制づくりを進めます。
- ・福祉サービス事業者等に対し、個人情報（プライバシー）の保護に関する周知・啓発に努めます。

推進施策	主な事業内容
権利擁護の推進	○権利擁護意識の啓発
	○成年後見制度利用支援事業
	○福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）
	○市民後見人など権利擁護に関する研究
虐待防止ネットワークづくり	○民生委員・児童委員やサービス事業所など関係機関との連携による、子どもや高齢者、障害のある人などへの虐待を未然防止・早期発見するためのネットワークづくり
個人情報保護に向けた啓発	○個人情報保護のあり方に関するサービス事業、地域福祉活動に取り組む個人・団体等への周知・啓発



### 3 人にやさしい福祉のまちづくり

#### (1) 安全・安心な道路・交通環境

##### 【課題と方向性】

- ・高齢者や障害のある人、妊婦や子どもなどにとって、安心して外出できる環境が求められています。そのため、道路・歩道の整備・改善を進めるとともに、危険箇所の把握、改善策の検討や市民への周知を行います。
- ・警察や関係団体等と連携・協力しながら交通マナーの普及・啓発に取り組み、市民の交通安全意識の高揚を図ります。
- ・誰もが安全に外出しやすい環境の整備に努めます。

##### 【地域みなさんに期待すること】～地域の住民や活動団体、社会福祉協議会、事業者、NPO、ボランティアなど～

- ◎歩行者の通行を妨げないよう、違法駐車・駐輪、商品・看板のはみ出し等を行わない。
- ◎交通安全教室等に参加し、交通マナーや歩行上の注意点などを学ぶ。
- ◎外出時に、歩行の手助けを必要とする人がいた場合、声を掛ける。
- ◎運転者は、歩行者に配慮した運転を心掛ける。
- ◎地域における危険箇所や不便な点、高齢者等が介助や手助けを必要とする場所等を把握・点検し、補修・改善が必要な場所があれば、関係機関に連絡する。

##### 【行政が取り組むこと】

#### ① 全ての人安全、安心、快適に利用できる道路づくり

- ・高齢者や障害のある人、妊婦や子どもなど、誰もが地域で快適な生活が営めるよう、段差の解消など、道路、歩道の整備・改善を図ります。

推進施策	主な事業内容
道路、歩道の整備・改善	○事故防止対策現地検討会の開催
	○交通安全総点検、歩道段差解消事業の実施
	○道路改良事業、舗装改修事業の実施

## ② 交通安全対策の推進

- ・ 交通マナーの向上のため、警察等と連携して交通安全教室の開催や啓発活動等を実施します。

推進施策	主な事業内容
交通安全教育・啓発活動の推進	○交通安全教育、街頭啓発、交通規制予防などの実施

## ③ 利用しやすい交通・移動手段の確保

- ・ 高齢者や障害のある人が外出しやすい環境を整備するため、市内における公共交通体系の見直しや、安全で利用しやすい移動手段について検討します。
- ・ 安全で利便性が高い交通環境を整備するため、関係機関との連携を図り、引き続き交通施設・車両等のバリアフリー化を進めます。

推進施策	主な事業内容
公共交通体系の見直し	○公共交通体系の見直し
移動手段の検討	○市民の誰もが安全に外出できる移動手段の検討
交通施設・車両等のバリアフリー化	○公共交通機関等との連携によるバリアフリー化の推進



## (2) 住宅・建築物等のバリアフリー化

### 【課題と方向性】

- ・障害のある人や高齢者、子どもなどに配慮し、誰もが利用しやすい施設づくりが求められています。本市では、県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、施設の改善等に際してはバリアフリー化やユニバーサルデザインの対応を進めます。
- ・また、障害や加齢に伴う機能低下があっても、在宅生活を営むことができるよう、住宅や公営住宅の改造・整備を進めます。

### 【地域のみなさんに期待すること】 ～地域の住民や活動団体、社会福祉協議会、事業者、NPO、ボランティアなど～

- ◎全ての人のために暮らしやすいまちづくりを進めるため、日頃から生活環境のバリアフリー化やユニバーサルデザインなどについて関心を持つ。
- ◎集客施設や商業施設の建設などの際には、県の「福祉のまちづくり」に関する条例・要綱等に基づき、誰もが利用しやすい施設づくりに努める。
- ◎集客施設や商業施設等において、車いすなどの補助用具の配備を進めるとともに、いつでも使用できるよう日常的な整備・管理に努める。
- ◎高齢期を見通して、生活しやすい住宅づくりを心掛ける。

### 【行政が取り組むこと】

#### ① 全ての人暮らしやすい住環境の整備

- ・障害のある人や高齢者など支援を必要とする人の在宅生活の維持や質の向上、介護者の負担軽減を図るため、住宅や公営住宅の改造・整備を促進します。

推進施策	主な事業内容
住宅改造・整備の促進	○介護保険制度の住宅改修と高齢者等住宅改造助成事業の一体的な実施
障害のある人や高齢者等に配慮した公営住宅の整備	○公営住宅改修・建替え時における、エレベーターの設置、段差の解消、手すりの取付けなどバリアフリー化の推進

## ② 「福祉のまちづくり」の普及・啓発

- ・福祉のまちづくりに関する普及・啓発を行います。
- ・多くの人々が利用する公共施設を整備・改築する際に、バリアフリー化やユニバーサルデザインの対応を進め、全ての人にとって利用しやすい施設の整備に努めます。

推進施策	主な事業内容
福祉のまちづくりに関する普及・啓発	○関係法・条例等の普及・啓発、民間事業者等への指導・助言
福祉のまちづくりの推進	○県の「福祉のまちづくり条例」等に基づく福祉的配慮のある施設整備の推進
	○既存の公共施設における、エレベーターの設置や段差解消、障害者用トイレの設置などの改善
	○保健福祉関係をはじめとする公共施設、各地区の集会施設等の誘導看板の設置促進
	○ユニバーサル社会づくり推進地区の指定・バリアフリー化の推進

## (3) 安心して住める防災・防犯のまちづくり

### 【課題と方向性】

- ・平成23年3月に発生した東日本大震災では、要援護者の把握や安全な場所への誘導・受入体制、避難所における認知症高齢者や障害のある人への対応等、地域の防災力を高めることの重要性が明らかになりました。
- ・日頃からの防災訓練に加え、ひとりで避難できない人を把握し見守る体制の充実に向けて支援を行います。また、災害時においては、ボランティアセンターの設置等社会福祉協議会との連携・協力のもと支援を行います。
- ・防犯対策については、地域の防犯活動団体や警察等と連携・協力のもと啓発活動に取り組み、市民の防犯意識の高揚を図ります。

【地域のみなさんに期待すること】～地域の住民や活動団体、社会福祉協議会、事業者、NPO、ボランティアなど～

- ◎災害等の緊急時に備え、避難場所等の情報収集や身を守るために必要な知識を学ぶようにする。
- ◎地域の要援護者や災害時における危険箇所等を日常的に把握する。特に、要援護者についてはその人が必要とする援助の内容について、個人情報（プライバシー）等に配慮しつつ把握に努める。
- ◎防災訓練については、積極的に参加し、災害時の被害状況の把握や出火防止・初期消火、救出援護、避難誘導等が確実にいえるよう、それぞれの役割を明確にする。
- ◎災害時において民間のサービス事業者は、市民や行政と連携し、避難誘導、被災者の受け入れ等に協力する。
- ◎日頃からの防犯意識を高めるとともに、安全パトロールへの協力や門灯の点灯など地域をあげた防犯対策に努める。
- ◎消費者被害を防止するため、正しい消費知識を得るよう努める。

【行政が取り組むこと】

① 地域における防災対策の推進

重点

- ・災害などの緊急時に備え、避難場所等の周知・啓発を行います。
- ・自治会や民生委員・児童委員と協力・連携し、災害時の要援護者近隣協力体制づくりを推進します。
- ・自主防災組織の組織化を推進するとともに、防災訓練等の活動支援を行います。

推進施策	主な事業内容
避難場所等の周知・啓発	○災害時の避難場所や災害時における助け合いの必要性等の啓発
支援体制づくりの啓発・推進	○災害時の要援護者近隣協力体制づくりの推進（自治会への働きかけなど）
自主防災組織の組織化と活動の支援	○自主防災組織の組織化の推進、リーダー研修の実施 ○防災訓練等の実施支援

## ② 災害発生時の被災者の支援

- ・災害発生後、高齢者をはじめとする被災者が自宅や避難場所などで心身の健康を損なわないよう健康支援施策を実施します。
- ・社会福祉協議会との連携のもと、災害時のボランティアセンターの設置などの支援を行います。

推進施策	主な事業内容
被災者等の健康支援	○避難場所等での避難者（主に要援護者）に対する健康チェックなど
社協との連携による支援の実施	○災害時のボランティアセンターの設置など社会福祉協議会との連携・協力支援

## ③ 防犯対策の推進

- ・地域の防犯活動団体や警察等と連携し、犯罪を未然に防ぐための啓発活動の充実を図り、市民の防犯意識を高めます。
- ・犯罪が起きにくい地域づくりを行います。

推進施策	主な事業内容
防犯対策の推進	○くらしの出前講座の開催など防犯意識の啓発
	○防犯活動者連絡会など防犯活動団体や警察等との連携強化
	○相談窓口の周知など消費者教育・啓発の推進
	○まちづくり防犯グループの活動支援
防犯灯の増設	○道路照明設置事業

## 第5章 計画の推進体制

# 1 計画の推進体制

---

## (1)市の主体的な計画の周知

- 本計画を策定するに当たり、アンケート調査や検討市民会議等において、市民、各種団体、事業所など多くの方の声をお聞きしました。今後、本計画の推進においては、市に関わるさまざまな人々の協力、行動が重要となります。
- そのためにも、より多くの市民に本計画を知ってもらい、関心を持ってもらう必要があることから、市のホームページなどへの掲載や、地域福祉に関するシンポジウムの開催など、あらゆる機会を通じて、市が率先して本計画の公表、周知に努めていきます。

## (2)市民・事業所との協働による推進体制の整備

- 全ての市民が住み慣れた場所で、共に支え合うことができる地域福祉の実現を目指すためには、地域全体で包括的に地域活動を推進していく必要があります。
- 市民や地域団体などが今後もより一層活発に活動できるように、事業所、NPOなどとも連携し、それぞれの担い手の特徴や能力についてコーディネートを図りながら、「協働」により計画を推進していきます。

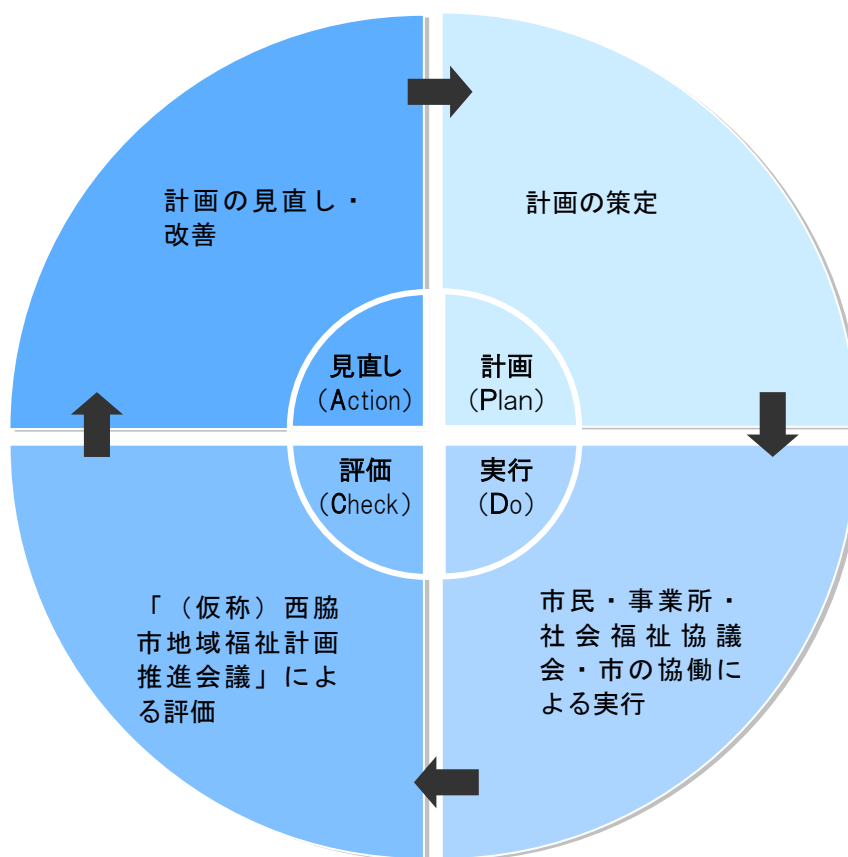
## (3)市・社会福祉協議会の連携による推進体制の整備

- 市と社会福祉協議会が連携・協働して本計画の事業の推進及び進行管理を行います。
- また、地域福祉の推進には、保健・医療・福祉分野のみならず、教育や建設分野など、さまざまな分野との連携が必要になります。そのため、計画の推進に当たっては市内の総合的かつ横断的な体制を整備し、関係部局との連携・情報共有に努めます。



## 2 計画の進行管理

- 本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価したうえで（Check）、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。
- また、計画の進行管理や見直しを行うため、学識経験者や福祉関係者、市民などによる「（仮称）西脇市地域福祉計画推進会議」の設置を検討します。



參考資料

# 1 計画の策定経過

## 西脇市地域福祉計画等策定経過

時 期	内 容
平成25年6月18日 ～7月12日	市民アンケート調査 (西脇市に居住する20歳以上の方、2,000人)
平成25年8月12日	第1回西脇市地域福祉計画等検討市民会議  協議事項 ①会議の概要及び進め方について ②「西脇市地域福祉計画」及び「西脇市地域福祉推進計画」の策定について ③「西脇市地域福祉計画市民アンケート」の調査結果について ④計画の柱立てについて ⑤今後のスケジュールについて ⑥団体アンケート調査の趣旨説明
平成25年9月1日 ～10月25日	団体アンケート調査 (民生委員・児童委員、ケアマネジャー事業所、ボランティア団体、地域活動団体)
平成25年11月1日	第2回西脇市地域福祉計画等検討市民会議  協議事項 ①団体アンケートの調査報告について ②「第二次西脇市地域福祉計画」の素案について
平成25年12月25日	第3回西脇市地域福祉計画等検討市民会議  協議事項 ①「第二次西脇市地域福祉計画」「第二次西脇市地域福祉推進計画」の案について ②パブリックコメントの実施説明
平成26年1月6日 ～1月31日	パブリックコメント実施
平成26年3月	第二次西脇市地域福祉計画策定

## 西脇市地域福祉計画等検討市民会議開催要領

### 1 趣旨

この要領は、地域住民が共に支え助け合う地域福祉の実現を目指し、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく西脇市地域福祉計画及び西脇市地域福祉推進計画（以下「計画」という。）の検討に当たり、西脇市地域福祉計画等検討市民会議（以下「市民会議」という。）の開催に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 所掌事務

市民会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画の望ましい姿及びその骨子
- (2) 計画の内容及び素案

### 3 組織

(1) 市民会議は、委員20人以内で、次に掲げる者をもって組織する。

- ア 地域福祉に優れた識見を有する者
- イ 社会福祉団体関係者
- ウ 民生委員児童委員
- エ その他特に必要と認める者

(2) 委員の任期は、計画策定の日までとする。

### 4 会長及び副会長

- (1) 市民会議に、会長及び副会長を置く。
- (2) 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- (3) 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### 5 会議

- (1) 市民会議の議長は、会長をもって充てる。
- (2) 市民会議は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

### 6 庶務

市民会議の庶務は、福祉担当部において処理する。

### 7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 この要領は、平成25年7月2日から施行する。
- 2 この要領は、計画の策定をもって、その効力を失う。

西脇市地域福祉計画等検討市民会議  
委員名簿

(敬称略)

区 分	所 属 等		氏 名
地域福祉に優れた 識見を有する者	西脇市社会福祉協議会会長	～9/30	おおうち のぶお 大内 信男
		10/1～	おおくほ けいじ 大久保 恵司
	西脇市連合区長会会長		たけうち やすひこ 竹内 泰彦
	西脇市多可郡医師会会長		ふじた たかし 藤田 位
社会福祉団体 関係者	西脇市老人クラブ連合会会長		つだ とくお 津田 篤男
	西脇市身体障害者福祉協会会長		こたに よしゆき 小谷 義之
	NPO法人西脇市手をつなぐ育成会 副理事長		おかもと えいこ 岡本 英子
	白ゆり会家族会会長		くげ ひろむ 久下 弘
民生委員児童委員	西脇市民生委員児童委員連合会会長		やまもと くに お 山本 國雄
その他特に必要と 認める者	西脇市民生委員児童委員連合会 副会長		むらかみ まさひろ 村上 昌紘
	西脇市民生委員児童委員連合会理事		きぬがわ けいこ 絹川 恵子
	西脇市民生委員児童委員連合会理事		よりふじ のぶゆき 依藤 信幸
	西脇市民生委員児童委員連合会 主任児童委員		おおはし まさこ 大橋 正子
	西脇市民生委員児童委員連合会 主任児童委員		みやざき ちえみ 宮崎 ちえみ

## 2 用語解説

---

### あ 行

#### 〔インフォーマルサービス〕

家族、近隣、知人、ボランティア等が行う援助のほか、行政が行う公式な（フォーマル）サービス以外の民間のサービスを含めた非公式な（インフォーマル）サービスのこと。

#### 〔NPO〕

Non Profit Organization の略称。NPO は、「民間」の「非営利団体」を指す言葉として用いられ、ボランティア団体や市民活動団体をはじめ、主に国内で社会貢献活動を行う民間非営利組織に対して使われている。

### か 行

#### 〔介護保険制度〕

平成 12 年から介護保険法により設けられた社会保障制度

#### 〔虐待〕

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがあり、児童や高齢者に対する虐待が特に問題となっている。

#### 〔共助〕

個人や家庭では解決できない問題を、地域の中でお互いに助け合うこと。

#### 〔協働〕

立場の異なる団体・組織や人同士が、対等な関係のもと、同じ目的・目標のために、役割を明確にし、連携・協力して働き、相乗効果を上げようとする取組のこと。

#### 〔権利擁護〕

自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、生活を送る上で必要な全ての権利を保障するという考え方やその実践

### 〔合計特殊出生率〕

一人の女性が一生に産む子どもの平均数

### 〔公助〕

地域では解決できない問題を国や県、自治体が支援すること。

### 〔個人情報〕

個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名、生年月日、職業、家族関係、その他の記述等により、特定の個人を識別することができる情報。他の情報と照合することができ、それによって特定の個人が識別できる情報も含む。

### 〔子育て学習センター〕

両親教育指導員による子育ての悩み相談を中心に、親子のふれあいや情報交換、グループの育成や子育て講座等を行う地域子育て支援拠点

### 〔コミュニティ〕

共同の社会生活の行われる一定の地域または集団。中でも「地域コミュニティ」という場合は、特に地域との結びつきが強く、人々の自主性と自らの責任において、より住みよい地域づくりを行う住民の集団を指す。

### 〔コミュニティビジネス〕

地域が抱える課題を地域の資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業のこと。

## さ 行

### 〔災害時要援護者〕

災害時に、必要な情報を的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所へ避難するなど、適切な行動をとることが特に困難な人。寝たきりの高齢者や障害のある人など

### 〔事業者〕

社会福祉を目的とする事業やサービスを行う社会福祉法人など

### 〔自主防災組織〕

町会・町内会単位で、災害時（自然災害、火災、行方不明者捜索等）に備えて構成された住民による組織

## 〔自助〕

身の回りで起こる問題を、個人や家庭の努力で解決すること。

## 〔市民後見人〕

一般市民による成年後見人。認知症や知的障害などで判断能力が不十分になった人に親族がいない場合、同じ地域に住む住民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う人

## 〔社会福祉協議会〕

社会福祉法に基づく社会福祉法人で、市町村社会福祉協議会は、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、社会福祉を目的とする事業を行う組織。事業内容としては、企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等がある。

## 〔成年後見制度〕

判断能力の不十分な認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等を保護するための制度。自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション（障害のある人と健常者が共存するという考え方）等の理念と本人の保護の理念との調和を旨としている。

# た 行

## 〔団塊の世代〕

1947～49年頃のベビーブームに生まれた世代のこと。

## 〔地域ケア会議〕

地域住民、民生委員・児童委員、福祉委員、福祉・保健・医療の専門家等がニーズを抱える住民の福祉等の課題について話しあい、解決方法等を検討する会議

## 〔地域包括支援センター〕

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職により、地域における「総合的な相談窓口機能」「介護予防マネジメント」「包括的・継続的マネジメントの支援」「権利擁護事業」を行う機関で、介護保険制度改革により新たに創設された。

## 〔DV（ドメスティック・バイオレンス）〕

夫や妻、パートナーなど、親密な間柄にある、又はあった人からふるわれる暴力全般（身体的暴力、性的暴力、心理的暴力、経済的暴力や言葉の暴力）



## な 行

### 〔日常生活自立支援事業〕

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業

### 〔認知症サポーター〕

「友人や家族にその知識を伝える。」「地域で声かけをしながらやさしく見守る。」などの身近な活動を行うことで、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者

### 〔ネットワーク〕

市民個人や集団と集団などの網状のつながりの意味。地域福祉活動は市民の誰もが幸せになることを目指すものだが、その推進を図るためには市民同士をはじめ関係機関団体などとの能動的で活動的なネットワーク構築が欠かせない。

## は 行

### 〔バリアフリー〕

障害のある人や高齢者などが生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）を除去することを指す。また、建築物等の物理的な障壁だけでなく、障害のある人や高齢者などが、社会的、心理的に被っている偏見や差別意識、制度などの障壁を除去する意味にも使われる。

### 〔ボランティア〕

個人の自由な意思によって金銭的対価を求めず、社会的貢献を行うこと及びそれに携わる人のこと。

## ま 行

### 〔まちづくり協議会〕

まちづくり活動を地域住民が主体的に推進するために、地区を単位に市内8地区で設置されている組織。本計画では、「西脇地区コミュニティ活動推進協議会、西脇区まちづくり委員会、生き生き TUMA 協議会、サンパル日野の会、よいとこちがうか日野の里推進委員会、野村地区まちづくり推進協議会、重春・野村地区交流推進委員会、比也野里まちづくり委員会、芳田ふれあい会議、黒田庄地区まちづくり住民会議」の総称を指す。

### 〔民生委員・児童委員〕

「民生委員法」に基づき、各市町村に置かれている民間奉仕者で、都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。保護を要する人に対して適切な保護指導や、福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力することなどを職務としており、「児童福祉法」による児童委員を兼務している。

## や 行

### 〔ユニバーサルデザイン〔universal design、UD〕〕

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

### 〔要援護者〕

高齢者世帯、要介護者、障害のある人、難病患者、妊婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人といった災害時にひとりで避難が難しい住民のことをいう。このうち、避難対策の対象者の範囲や優先順位は各自治体が決める。

### 〔要介護認定者〕

日常生活において、介護が必要な状態の軽減や悪化の防止のために支援が必要な状態にある方（要支援者）や、常時介護を必要とする状態にある方（要介護者）と認定された方

## ら 行

### 〔ライフスタイル〕

消費者が所与の社会的、文化的、経済的条件のもとで示す生活の態様をいう。ライフスタイルは消費者が持つ価値観や哲学にも左右され、所得にも影響される。

## わ 行

### 〔ワークショップ〕

もともとは「仕事場」「工房」「作業場」など、共同で何かを作る場所を意味していたが、問題解決やトレーニングの手法、学びと創造の手法としてこの言葉が使われることが多い。

---

---

## 第二次西脇市地域福祉計画

平成26年3月

発行：西脇市

〒677-8511 兵庫県西脇市郷瀬町605  
TEL 0795-22-3111(代表)  
FAX 0795-22-6037  
ホームページ <http://www.city.nishiwaki.lg.jp/>  
メールアドレス [fukushi@city.nishiwaki.lg.jp](mailto:fukushi@city.nishiwaki.lg.jp)

---

---